

平成25年第2回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成25年6月14日（金曜日）

○議事日程

平成25年6月14日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	久 保 潤 爾 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	吉 村 弘 之 君
5 番	橋 本 龍 太 郎 君	7 番	山 本 久 江 君
8 番	安 村 政 治 君	9 番	上 田 和 夫 君
10 番	田 中 敏 靖 君	11 番	和 田 敏 明 君
12 番	藤 村 こ ず え 君	13 番	清 水 浩 司 君
14 番	重 川 恭 年 君	15 番	安 藤 二 郎 君
16 番	山 根 祐 二 君	17 番	山 下 和 明 君
18 番	河 杉 憲 二 君	19 番	三 原 昭 治 君
20 番	今 津 誠 一 君	21 番	平 田 豊 民 君
22 番	中 林 堅 造 君	23 番	田 中 健 次 君
24 番	松 村 学 君	25 番	行 重 延 昭 君

○欠席議員（1名）

6 番 木 村 一 彦 君

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
上下水道事業管理者	浅 田 道 生 君	総 務 部 長	吉 川 祐 司 君
総 務 課 長	林 慎 一 君	財 務 部 長	持 溝 秀 昭 君
生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君	健 康 福 祉 部 長	清 水 敏 男 君
産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君	土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	会 計 管 理 者	木 村 雅 幸 君
教 育 部 長	原 田 知 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 浩 二 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 田 直 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 豊 君
消 防 長	牛 丸 正 美 君	上 下 水 道 局 参 事	大 村 信 夫 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出のありました議員は、木村議員であります。

また、執行部においては、大田上下水道局次長が欠席する旨の届け出に接しており、代理として、大村上下水道局参事が出席しておりますことを御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。13番、清水議員、15番、安藤議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、早速質問に入ります。最初は、1番、高砂議員。

〔1番 高砂 朋子君 登壇〕

○1番（高砂 朋子君） 皆様、おはようございます。それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。公明党の高砂です。よろしくお願いをいたします。

まず1項目めでございます。

公共施設インフラの老朽化対策について、質問をいたします。

私は、昨年6月の一般質問において、高度成長期に整備された公共施設の老朽化への対応が迫られると同時に、少子高齢化、人口減少が加速する中で、公共施設の将来のあるべき姿を考慮した上で「防府市公共施設白書」を作成し、今後、選択と集中で整備・更新していくべきではと質問をいたしました。

今年度より、喫緊の重要な課題として、公共施設マネジメント事業として取り組んでいただくことになり、今後の動向に大きな期待を寄せたいと思います。

この白書は、市が保有する公共施設の概要、運営状況、利用状況及び将来更新コスト等を整理・分析した上で、現状と課題を明確にするものであり、中長期的視点に立ち、公共施設の適正な配置、効率的な管理運営を計画的、効果的に実現するため、次年度以降の実践に向けた検討に着手するためのものとしています。

今回は、公共施設の老朽化対策に加え、道路、橋梁、港湾、下水道などのインフラの老朽化にどう対応していくのかという点も取り上げさせていただきたいと思います。

国交省は、本年1月、社会資本の老朽化対策会議を立ち上げ、ことしをインフラの「メンテナンス政策元年」とし、今後、3年間で当面講ずべき措置を取りまとめました。今年度末までに優先度の高い施設から総点検と修繕、これからの総点検結果を踏まえ、インフラの効率的な維持管理・更新システムを確立する取り組みも同時に進めます。

基準マニュアルの見直し、情報データベース化、新技術の開発導入の促進、2015年度以降、インフラの維持管理・更新の本格体制に移行する予定と発表しております。

そこで、3点、伺います。

1、今年度作成される（仮称）公共施設白書の取り組みの方針、概要、今後のスケジュール等をどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

本年4月、私は、NPO法人建設政策研究所主催の議員研修会に参加してまいりました。講演は、府中市行政管理部建築施設課公共施設マネジメント担当の職員によるものでした。

府中市は、行財政改革推進プランの取り組みの中から、まずは公共施設に関する情報の見える化のために、平成23年3月に公共施設マネジメント白書を作成。翌24年5月に、マネジメント基本方針、推進するための具体的な方策を発表されました。

方策を御紹介いたしますと、施設の総量抑制・圧縮、そして財政バランスの維持に向けた手法の検討、機能に着目した施設の有効活用、そして全庁挙げた体制の整備、また、課題を市民と共有し、市民等々の共通認識に基づく協働ということです。

既存施設の複合化や統廃合、施設の長寿命化による財政負担の平準化、民間活力の導入、施設情報の一元化、市民への投げかけ等、全庁挙げて取り組んでこられました。今年度から、公共施設のマネジメント、施設整備・保全、公有財産の管理を行う行政管理部を新設

され、新しい体制のもとで一体的な運用をスタートされたということです。

公共施設マネジメントの重要な点は、これまでの施設の維持管理からの脱却で、個々の最適化から全体の最適化を目指すという観点や、事後保全から計画保全への転換の必要性を強調されました。また、公共施設を資産として捉え、総量の抑制・圧縮など、効率的な活用を図り、最小の費用で最大の効果を生み出すことを目標に取り組んだとされました。

新規の施設は、将来を見据え、身の丈に合ったものをつくっていくこと。既存施設は、複合化や統廃合をしていくことを明確に示されております。

市が保有する公共施設の現状と課題を明確にする白書の作成は、将来を見据えた今後の公共施設マネジメント事業に大変重要になり、第一歩となるものです。今後のお取り組みをお聞かせください。

2点目でございます。

今年度の国の予算には、国土強靱化の計画的推進、命と暮らしを守るインフラ総点検・再構築、地域における総合的な老朽化対策が盛り込まれました。

国交省は、今年度を「メンテナンス政策元年」と位置づけ、老朽化したインフラの総点検を地方自治体に求めています。その対応について伺いたいと思います。

現況調査の対象となる項目は、どのようなものがあるのか。点検の結果、緊急修繕を要する箇所について、どのように対応するのか等もあわせてお聞かせください。

3点目でございます。

建設政策研究所副理事長の公共事業政策の講座では、老朽化する構造物等が増加し、適切に維持管理・更新を行うための職員数が不足するという懸念を上げられ、今後、関係行政の維持管理部門の組織体制の強化、専門部署の必要性を強調されました。

公共施設、インフラの老朽化対策は、期間も必要であり、全庁挙げての取り組みが重要になります。現在は、職員課にある行政改革・経営品質向上推進室が担当されておりますが、統括的に対応できる担当部署を新たに設置すべきではないかという点と、管理情報の電子化を一体的に行う必要があると思いますが、この点についての御所見をお伺いたします。

まず、1項目めは、これで終わります。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、公共施設白書についてのお尋ねでございましたが、本市の公共施設白書の取り組み方針は、市内の公共施設に関するデータを図やグラフにわかりやすくまとめることによ

り、議会や市民の皆様と情報を共有し、公共施設の再編整備について検討するための基礎的な資料を作成しようとするものでございます。

白書の概要は、道路などのインフラ施設を含む全ての公共施設の状況について、築年別整備状況、地域ごとのサービス実態状況などを整理した上で、今後40年間における大規模修繕や建て替え等の更新費用を算出し、さらにその施設のうち、主な建築物の分析評価等を行うことといたしておりますので、今後の公共施設の再編整備を検討する際の有効な資料となると考えております。

今後のスケジュールといたしましては、7月から庁内協議及び各公共施設の現況調査を行い、平成26年2月末までに公共施設白書を完成させ、最終的には、市のホームページなどで公表する予定でございます。

その後、平成26年度から2カ年程度かけまして、この白書に基づき、全庁横断的な立場で見直しが必要な施設におきましては、売却、統廃合、施設の複合化などを、長期に活用する施設におきましては、建て替え、機能更新などを検討し、限られた資源の最適配分を考慮した再配置の実施計画を作成する予定といたしております。

次に、老朽化したインフラの総点検についてのお尋ねでございましたが、国土交通省の今年度予算の中で掲げられた、「命と暮らしを守るインフラ総点検・再構築」につきましては、予算の成立後、間もないこともありまして、現在のところ、国・県から取り組みへの御指示はいただいておりますが、本市では、既にインフラ点検への取り組みを行っているところでございます。

まず、道路につきましては、平成20年度から23年度にかけて、橋長6メートル以上の橋梁、並びに重要路線にかかる橋梁240橋の健全度把握調査を実施し、緊急性を要するものから順次、補修・改良を行っております。

また、健全度把握調査を実施していない橋長6メートル未満の橋梁につきましても、国の緊急経済対策による平成24年度補正予算を活用しまして、健全度把握調査を実施しているところでございます。

下水道につきましては、汚水管渠を、昭和62年度より計画的に地域を定めて管内の高圧洗浄とテレビカメラによる調査を実施し、不良箇所につきましては、随時補修工事を行ってきているところでございます。

なお、平成24年度にライフサイクルコストの最小化を目的といたしました、「汚水管渠長寿命化計画」及び「浄化センター長寿命化計画」を策定いたしましたので、今年度より、これらに基づいて計画的な改築等を行ってまいります。

今後とも市民の命と暮らしを守ることを最優先に、国の補助事業等を活用しながら、イ

インフラの総点検・老朽化対策及び長寿命化への取り組みを実施してまいりたいと考えております。

最後に、統括担当部署の設置や管理情報の電子化が必要ではないかとの御意見、お尋ねでしたが、公共施設、インフラの老朽化の問題は、市民生活にさまざまな影響を及ぼすとともに、長期間にわたる取り組みとなるものと考えております。

今後、これらの問題に全庁的に取り組むためには、議員御指摘のように、統括的な管理部署の設置と、管理情報の電子化を一体的に行う必要があると考えておりますので、次期行政経営改革の中の重要課題として検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁を申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

まず、公共施設白書に関して質問を再度したいと思っております。

1つ目でございますが、今後のスケジュールに関して、今詳しく御説明をいただきました。7月、庁内会議をスタートしていただき、現況調査、そして26年から2年間をかけて実施計画を立てていくという御紹介でございました。

今回、予算をつけていただきました白書の作成に関してでございますけれども、公募型のプロポーザルで進められているようでございますが、業者の選定、契約については、現在の段階でどのようになっているのか。既に決定しておれば、こういった白書作成の業務実績があるのかということも含めて聞かせていただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 御質問にお答えします。

現在、業者の選定は、プロポーザルが終わりまして、業者との契約の一步手前というところまで来ております。これは、4月の中旬から一般公募をいたしまして、全国から6者の参加表明がございました。そのうち、1者が辞退されまして、5者で、5月29日、プロポーザルの審査を行いました。

その結果、まだ契約にまでは至っておりませんが、パシフィックコンサルタンツ株式会社山口事務所というところと契約を交わす予定となっております。

パシフィックコンサルタンツ株式会社の実績でございますが、これは、公表されているものとされていないもの等がございますが、公表されているものと、神奈川県相模原市、滋賀県大津市をはじめ、私どもの手元にある資料では、10市を超える市で、同様の事業を実施されているという実績をお持ちでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1 番、高砂議員。

○1 番（高砂 朋子君） わかりました。5 月時点で公共施設白書を公表した自治体は、7 都道府県 70 市区町村に及んでいるようでございます。ネットで検索をしてみますと、今年度に入り、業者の選定に入った自治体も数多くあるようで、喫緊の老朽化対策ということで、さらに全国的に広がりを見せていくと思います。

今、御紹介があったように、実績のあるところのようでございますけれども、それはそれなりのノウハウを持っていらっしゃる場所だとは思いますが、ただ、気になりますのが、防府市ならではの白書をつくらないと意味がないのではと思っております。

昨年の私どもの質問のときに、市長さんは、防府市版の公共施設白書をつくっていきたいという趣旨の御答弁をされました。先ほど紹介いたしました講座でも、白書づくりは、民間コンサルタント等に依存するだけではなく、地方自治体が主体になってつくっていくべきというお話もございました。

市の現状と課題を、ここに住み、また働いていらっしゃる方たちの思いをしっかりと取り入れた白書であってほしいと思っております。その上で、初めて成り立つ今後の基本方針であり、実施計画になりますので、その点、よろしく願いをいたします。

次の質問ですが、市民の皆様は公共施設の現状を知っていただくことは、今後どのようにマネジメントをしていくかということにおいて大変重要になってきますが、公表については、どのように計画されているのか。何か具体的な方策があれば教えていただけますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 市民への公表でございます。これは、非常に市民生活に密着した内容になりますので、当然市民の皆様は、現状、課題、あるいは将来性というものをよく知っていただくことが必要であろうと考えております。

白書自体は、よその市の例を見ますと、200 ページを超えるような、資料を含めてですね、そういうものになりますので、基本的には、まずインターネット上で公表することが一つ。インターネットにつきましては、利用者の数も範囲も限られてまいりますので、閲覧をしていただけるように、その写しといたしまししょうか、公共施設白書を市内の例えば公民館に置くなどして、見ていただけるようなことを今考えております。

それから、概要版をつくらうと思っております、まだ予算措置をしておりませんので、26 年度でつくることになると思いますが、概要版をつくりまして、必要な場合に配付、あるいはその説明という形で行っていきたく。また、それにつきまして、こういう形で白書を公表しておりますということを、市広報等で PR をさせていただきたいというふう

に思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

ことし2月に白書を公表された会津若松市は、6月に入り、市民向けの会津若松市の公共施設「かわら版」というものをホームページに掲載されておりました。ご当地キャラクターを使った語り口調で、QアンドA方式で、全面カラー版、写真やイラストも入り、大変わかりやすく概要が説明されています。

6月1日号の市政だよりに、4ページ挟み込みのチラシとして作成され、全戸に配付された模様でございます。

内容を簡単に御紹介いたしますと、語り口調ですので、そのように申し上げますが、「どうして白書を作成したのかしら」、「この白書は、どんな公共施設を対象にしているの」、「この白書で一体どんなことがわかるの」、「運営や維持管理にどれだけの費用をかけているの」、「全部の公共施設を大規模改修や建て替えをすると、一体どのくらい経費がかかりそうなの」。こういった項目があり、それぞれ答えが掲載されております。

会津若松市は、今後、皆様とともに次世代に引き継いでいくことができる公共施設のあり方について、検討していくことにしているよと締めくくられておりました。市民目線の概要版で、センスあるなと思ったわけでございます。

公共施設は、市民共有の資産です。厳しい財政状況の中で、どのように集約、更新をしていくか。市民の皆様からも御意見をいただきながら、今後の公共施設のあり方を検討していかなくはなりません。わかりやすい公表の仕方の工夫をよろしく願いをいたします。

次ですが、市の施策における位置づけはどうなるのか、それをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 市には、総合計画という一番大きい計画がございます。当然この総合計画の計画に沿って考えていく必要があろうかというふうに思っております。

その中で、まず公共施設白書をつくる一つの意味というのが、一番大きな部分では、いわゆる最適配分といいますか、現下の厳しい財政状況の中で、施設に関するいろいろな——どういうふうに言えばいいでしょうかね、ちょっと言葉が出てきませんが、健全な行財政運営に資するという部分が、まず一番大きいのであろうというふうに思っております。

それから、やはり総合計画の中で位置づけられたいろいろな事業というものがござい
ます。具体的な事業が入っているものも、入っていないものもございませけれども、そうい
うふうなものをベースに、頭の中に置きながら、全体的な総合調整を図っていくことが必
要であろうというふうに考えております。

ちょっとすみません。言葉が足らなくて申しわけございません。

○議長（行重 延昭君） 1 番、高砂議員。

○1 番（高砂 朋子君） 総合計画のもとにということでございます。

先ほどから御紹介をしております府中市は、現在は、行財政改革推進プランの一つとい
うことで進めておられますが、平成26年度からの総合計画で定める施策の一つとして、
公共施設マネジメントの取り組みを位置づけ、他の施策への影響力を確保するというこ
とでございました。

市内横断的なものになるので、他の施策への影響力を確保するという点は、大変大切だ
と思いました。この点からも統括的な部署の配置は、必要ではないかと思ったわけでござ
います。

防府市の各長寿命化計画、耐震化の計画がございませ。今後、白書をもとに基本方針、
実施計画を定めていくわけですが、それぞれをどう方向づけていくか。重要な柱になっ
ていく連携だと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、インフラの老朽化対策について、再質問をいたします。

私は、以前、カーブミラーのふぐあいの情報提供を速やかにするための一つの方策とし
て、支柱に連絡先シールを張ったらどうかと提案したことがあります。ふぐあいに気づか
れた方が、事故になる前に、道路課に連絡ができるということで大変喜ばれております。
連絡がしやすくなったということでございます。

このことから思うのですけれども、道路や橋梁などの危険箇所やふぐあいな箇所を、市
民の皆様からもっと情報を提供してもらいやすい体制というか、制度というか、そうい
ったものをつくっていけば、市民との協働による管理という意識も得れますし、パトロー
ルのための費用の削減にもつながるのではないかと思います。この点に関しては、いかが
でしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございませ。

今の御質問の中にもございましたように、カーブミラーの点検シール張り、これにつ
きましては、御提案のとおり、既に各カーブミラーにシールを張って、情報の提供等々
にもつなげていただけるように措置したところでございませ。

それと、先ほど御回答をさせていただきましたが、橋梁の安全点検も、ようやく240橋が済み、これらは防府市のホームページの中で点検結果の公表をさせていただいております。

また、個々の橋梁の点検結果の詳細につきましては、今、私どもの市のほうにはデータとしては持っておりますが、まだ公表させていただくには至っておりません。

その一つの理由といたしましては、点検を行って、ふぐあいという言葉は適切じゃございませんが、予防保全を行っていくということですから、傷む前にとにかく補修・改修を行ってまいりますということですから、市民の方々に御不安を抱いていただくための調査結果ではございません。あくまでも行政として、ふぐあいが今後数年先に発生するようであれば、予防措置を講ずるということでございますので、早目早目の手当を行っていくために調査したものでございますので、公表の仕方につきましては、きょうの御提案を受けまして、いま一度御検討をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） ありがとうございます。皆様からの情報を得やすくする体制というのが、大変重要になってくると思います。

先ほどから御紹介しております府中市は、市民の中から道路モニターという形で募集をしておられ、進めていらっしゃるようでございます。できれば御一考ください。

公共施設やインフラの管理情報の電子データ化については、今、部長もちょっと情報の管理のことについて触れてくださいましたけれども、カーブミラーの連絡シールを張っていただいたときも、台帳をつくられたというふうに聞いております。

こういった情報をまとめるのは、大変労力が要るわけですが、一度まとめてしまえば、管理がしやすくなり、対応ができるということになってまいります。この際、あらゆる管理情報をしっかりまとめて、今後に生かしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

インフラ整備というのは、命と暮らしを守るということで大変重要なところでございます。今後の点検、そして事前の修繕等をしっかり引き続きよろしく願いをいたします。

本会議初日に、市長さんより、市の所有する公共施設に係る第2次耐震診断の結果について、行政報告がありました。結果の公表は、私どもの通告内容である公共施設マネジメント事業にも影響するものであり、ここで市長さんに質問をさせていただきたいと思いません。

市庁舎の建設に関しては、本年、庁内プロジェクトチームをつくられ、検討を開始され

ますけれども、耐震度の低い文化福社会館や公会堂といった、多くの市民の皆様が利用される公共施設の更新問題とあわせて、まちづくりの青写真をどのように描いていらっしゃるか、お聞かせいただければと思います。

昨日の御答弁で、頭の中にはあるというようにお話だったかと思しますので、大変ちょっとお聞きしにくいわけですが、よろしく願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 議員の御指摘のありました、また大方の議員がお感じになっておられると思います。

市役所本庁舎、また公会堂等々、老朽化の著しい公共施設をまちづくりの観点から見直していく。これからは、全てまちの活性化に資していくという視点を私は欠かしてはならないと思っているところがございますが、そういう観点から、まずは庁内においてしっかりと資料を持ち、また財政的な裏づけも当然必要でございますので、そこらあたりを慎重に見極めながら、タイムスケジュールをお示しをしていかねばならない。その時期にまさに今来ているというふうに感じているところがございます。

と同時に、市民生活に直接かかわりのある県の施設、あるいは国の施設、これらとは、切り離して勝手に考えていくということは実にもったいない話でもございますし、機能面において後々困ったことになって困りますので、そこら辺も視野に入れながら考えていかねばならない極めて重要な案件であると。

御存じのとおり、私が市長に就任して、直ちに庁舎建設基金というものを、1億円、あるいは多いときにはそれ以上に積み立ててもきておりますが、まだまだ十分な積み立てと言える段階ではございません。したがって、先ほども申し上げましたように、財政状況とにらみ合わせしながら、その緊急性と重要性を協議をまずはしていくことから始めたいと思っておりますので、私の任期があと1年あるわけでございますが、その1年の中で立ち上げていくということの作業ぐらいは、してまいらねばならないと、このように思っているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） ありがとうございます。まちづくりという観点から、視点からというお言葉もありまして、まさしくその視点が大事なのではないかと、私どもも思っているところでございます。

私は、公共施設のあり方の一つとして、行かなくてはならない施設は、市の中心部にあってほしいと思っておりますし、行ってみたい施設は、周辺部でもよいと思っております。子どもたちから高齢者まで、障害のあるなしにかかわらず、市民の皆様の福祉向上に寄与でき

る複合施設が、市庁舎とともに便利な市の中心にあることは、将来に向けて不可欠な要素だと思います。一方、自然豊かな周辺部に、行ってみたい施設をつくり、交流人口を増やして活性化を図ることも必要ではないかと思えます。

例えばですけれども、駅もあります大道に、ゆったりとした緑の公園や駐車場を整備した、老若男女それぞれが楽しめる利用効率の高い文化ホールを建設するというような発想でございます。潮彩市場の活性化や佐波川を利用した交流の場づくりなども、期待されているところでございます。

人口減少、少子高齢化は、着実に進んでおります。今後は、公共施設の機能を集約し、複合的なもの、利用効率の高いものに、統廃合を含め更新をしていく必要があると思えます。

昨日の久保議員の質問に、公民館と学校の一本化というすばらしい提案がございました。将来の防府市に生きる子どもたちに、どんな公共施設を残してあげたらいいのか、それを考えるのが私たちの責務であります。

今後のまちづくりにも大きく影響していく公共施設の更新問題に、発想の転換、柔軟な対応をもって取り組んでいただきたい。また、そしてその取り組みが、防府モデルとして確立できることを強く要望いたしまして、この項は終わりたいと思えます。

続きまして、災害対策基本法改正に伴う取り組みについてでございます。

本年4月に閣議決定され、今国会で審議中の災害対策基本法改正案ですが、改正のポイントは、大規模広域な災害に対する即応力の強化、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災・減災への取り組みの強化等でございます。

今後、公布施行された折には、改めて市の対応について質問をさせていただきますが、今回は、ベースとなる避難行動要支援者の把握について伺います。

私は、平成21年の7月の土砂災害後の9月議会で、高齢者や障害者の方たちの災害時の避難に必要な名簿を作成し、個別の支援計画をつくるべきではと質問をいたしました。この取り組みは、当時担当しておられた防災危機管理課の方たちだけではできるものではなく、地域の皆様の力をかりるしかありませんでした。

土砂災害の爪跡も残る時期から、行政と地域が一体となり、粘り強く自主防災組織の構築とともに、配慮すべき高齢者の方々の把握が今日までにできてまいりました。

当初は、個人情報保護法との関係で対応がなかなか進まないという現状もあったようですけれども、東北大震災の教訓の中から、必要性を感じていただいた方も多かったのだと思えます。平成24年度からは、民生委員さんの御協力を得て、把握も進んだと聞いております。関係者の皆様の御努力に対し、心から感謝を申し上げます。

今後は、高齢者以外の障害者の方など、災害時の支援を要する方の把握をどうするのかという点と、把握された方々の支援を地域ごとにどう構築していくかが重要になります。

改正案によれば、市に把握された名簿は、本人の同意を得た上で、消防や警察、民生委員等の関係者に情報提供することができます。災害時の避難行動要支援者の現在の把握状況と今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 災害対策基本法改正に伴います対応につきまして、御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、災害対策基本法の改正案では、高齢者や障害者の方々の要配慮者のうち、災害時などにみずから避難することが困難である者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者の名簿の作成を市町村長に義務づけ、名簿の活用に関しましては、平常時と災害発生時のそれぞれにつきまして、消防団、民生委員、自主防災組織といった地域の支援者の方々に情報の提供を行うための制度が創設されることになっております。しかし、提供する情報は、個人情報でございまして、事前に地域の支援者の方に提供するに当たっては、避難行動要支援者御本人の同意が必要になります。

御質問の防府市における要援護者の現在の把握状況でございますが、高齢者につきましては、毎年度、民生委員の皆様の御協力を得まして、ひとり暮らし高齢者、在宅寝たきり高齢者、75歳以上ふたり暮らし高齢者を対象とした高齢者保健福祉実態調査を実施しておりまして、平成24年度からこの実態調査の際に、要援護者御本人の同意のもと、災害時安否確認票の作成をお願いし、現在3,019件の提出をいただいております。

障害者につきましては、今年度から重度心身障害者医療費助成制度対象者の約3,400人の方を対象に、災害時安否確認票を送付し、避難行動要支援者名簿の作成について御理解をいただき、同意のもとに災害時安否確認票を提出していただくことにしております。今後、これを避難行動要支援者の把握に活用したいと考え、取り組んでいるところでございます。

さらに、避難行動支援者の対象者の範囲につきましては、障害者の方や支援団体の御意見も参考にさせていただきながら、支援が必要な方を網羅できるように努めるとともに、市広報やホームページなどを利用しまして、避難行動要支援者名簿の必要性につきまして、周知を図ってまいりたいと存じます。

次に、今後の対応についての御質問でございますが、避難行動要支援者名簿の作成に当たりましては、要配慮者のうち、どのような方が避難行動要支援者となるのか。また、避

避難行動要支援者に係る個人情報をどこまで地域の支援者の方へ提供するのかなど、今後検討していかなければならない課題がございます。

災害対策基本法が改正されれば、避難行動要支援者名簿の作成は、全国の市町村で一斉に実施されることとなりますことから、国が改正を予定しております災害時要援護者の避難支援ガイドラインや先進自治体の例を参考にさせていただきながら、「防災対策庁内推進会議要援護者支援部会」におきまして、避難行動要支援者名簿の作成を進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

このたび、私のところにも、御近所の障害者の方から、「地域支援者の欄に高砂さんの名前を書いていいですか」という御連絡をいただきました。「大丈夫ですよ」と御返事をいたしました。私自身、何かあったらその方のもとに駆けつけようと、新たにスイッチが入った感じがいたしました。

まずは、今の数字をお聞きしますと、約6,400名ぐらいの方々からでございますけれども、第一歩がスタートいたしました。今後の広がりや支援の充実に期待をしたいと思います。

そこで、ちょっと3点ばかりお聞きをいたします。

御答弁に、避難行動要支援者の個人情報をどこまで地域支援者に提供するかという課題があるということでした。改正案には、「名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を」とあり、今後の名簿の取り扱いについて早急に、提供する側、される側のルールづくりが必要になると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 御質問の要旨は、個人情報の取り扱いにつきまして、ルールづくりということでございます。

災害対策基本法の改正では、名簿の提供によりまして、避難支援者の皆様と必要な個人情報を共有し、避難支援に活用することとなっております。

個人情報の取り扱いにつきましては、先ほど御答弁を申し上げましたように、御本人の同意は得ておりますけれども、議員御指摘のように、名簿の提出先に対しましては、「名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずることを求めること」と国のほうではされております。

ルールづくりにつきましては、今後の検討課題の一つと認識しておりまして、見直しが

予定されております国の避難支援ガイドラインに沿いまして、避難支援者の皆様の御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 次ですけれども、名簿の作成後に重要になってまいりますのが、避難の際の個々の支援をどのようにしていくか。また、避難訓練等も必要になってくるのではないかと考えてございます。この問題については、大変なことだとは思いますが、どのようにお考えなのかをお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 先ほど御指摘いただきましたことにつきましても、今後の検討課題の一つと認識しておりまして、名簿の提供を受けた地域の方々には、民生委員さん、社会福祉協議会の役員の皆さん、自主防災組織の役員の方などがいらっしゃいまして、この方々をコーディネーターとしていただきまして、避難支援者や避難方法をどうするか、避難支援の内容や避難経路などを盛り込んだ具体的な避難支援計画を地元で作成していただくようになります。

また、防災訓練の実施もしていただくようになりますので、地域の皆様の共助の力を高めていただけるよう、私どもとしましては、啓発に努め、講演会や講習会、研修会の実施によりまして、地域の支援者の御理解や増員につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 日ごろからの思いというか、そういうのを広げていくということが大切だと思いますので、よろしく願いをいたします。

災害時の対応については、各障害者の団体の方々も大変心配しておられます。また、さまざまな病気を抱えておられる方々もおられ、医療機関との連携も重要になります。この医療機関との連携のことについても、改正案に明記されております。各関係機関との連携について何かお取り組みがありましたら、御紹介いただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 今御指摘をいただいたことにつきましても、今後の検討課題の一つと認識しておりまして、医療関係者や福祉施設等の関係機関の団体との連携が不可欠でございます。そのことは十分認識しておりますので、今後、ガイドラインに沿いまして検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1 番、高砂議員。

○1 番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

災害は、いつ起こるかわかりません。大変なことでございます。そういった意味からも名簿作成を機に、これからも地域の皆様が本当に、おせっかいをやきながらという言葉がございましたけれども、しっかり小さな単位でそれぞれの皆様の要配慮者の支援ができることを願っております。どうかよろしく願いをいたします。

何事もそうだと思いますけれども、現状の把握には、大変な時間と労力が必要になります。しかしながら、それらが市民の皆様の福祉向上につながる第一歩でございますので、今後ともよろしく願いをいたします。

それでは、3 項目めの質問に入ります。

児童・生徒の人権教育についてお尋ねをいたします。

山口県人権擁護委員会は、子どもの人権に関して、陰湿で執拗ないじめ、教師による体罰、親による虐待、国内外での児童買春や児童ポルノの氾濫など、子どもの人権をめぐる問題は深刻な状況にあります。

子どもも一人の人間として最大限尊重されなければならないということを、大人自身が自覚しなければなりませんと訴え、障害者の方に対しても、我が国は、ノーマライゼーションを基本理念の一つにしております。障害のある人となない人が、対等に生活し、活動できる社会にしていくことが大切だとしております。

学習指導要領には、生きる力の一つとして、豊かな人間性を挙げ、みずからを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心を育てるとしてあります。これは、変わらない大切な心でございます。

しかしながら、学校の現場では、さまざまな障害や病気を抱え、さまざまな家庭の環境下で頑張っている子どもたちが、いじめに遭ったり、それが不登校の一因になったりと、つらく悲しい思いをしている現状がございます。差異があることを認める力、どんな状況に置かれていてもそのことが尊重できる力を、学校の現場でも育てていくことが生きる力の根底をなす部分ではと強く感じております。

そこで、2 点、お伺いいたします。

1 として、教育委員会としては、人権教育の目的に照らし、現在どのように取り組んでおられるのか、伺います。

2 として、脳脊髄液減少症、性同一性障害等、理解されにくい状況下にいる子どもたちの存在も視野に入れての対応を望みたいと思いますが、いかがでしょうか。

脳脊髄液減少症とは、交通事故やスポーツ外傷など、体への衝撃によって、脳脊髄液が漏

れ続け減少することで、頭痛や吐き気などのさまざまな症状に慢性的に苦しめられ、日常生活にも支障を来すほどつらく、深刻な病気とされています。子どもたちにも広がっている病気で、ほとんどが学校生活の中で起きた事故が原因とされています。

朝、起きることができず、立ちくらみやめまいなどの症状が出て、学校に行けないことが続くと、心因的なものと誤解されやすく、単に不登校と判断されやすい。記憶障害、睡眠障害、集中力低下等の症状も出てくるということで、学習にも影響が出る場合がございます。

脳脊髄減少症の患者団体の方々から、国への要望といたしまして、まだ保険適用されていない治療法——ブラットパッチ療法の保険適用化のほか、学校や家庭への啓発、情報提供の強化などを求めています。

呉市では、この病気への理解を深めようと、市学校保健会が主催し、研修会が本年1月に開催され、学校や医療関係者の方々など、たくさん参加されたということでございます。病気への理解が広がることを望みたいと思います。

また、もう一点、先日、全国組織のあるG I D（性同一性障害）とともに生きる人々の会の方と懇談する機会がありました。さまざまな実態、御苦勞を聞かせていただくことができました。

2010年4月に、文科省から各都道府県に「児童・生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」の通知が送られております。

性同一性障害のある児童・生徒は、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的には、それとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有するものであり、学校での活動を含め、日常の活動に悩みを抱え、心身への負担が過大なものになることが懸念されますとし、児童・生徒の不安や悩みをしっかりと受けとめ、細やかな配慮を求める通知があったわけでございます。この対応は、2009年にさいたま市、新座市で実例があったことからでございます。

今回の懇談で、会の方が心配されておりましたのは、どの市にも、性同一性障害、もしくはそうかもしれない子どもたちがいるのではないかと。一人で悩んでいるのではないかと。という御心配でございました。私たちが子どもたちのころ、周囲のいじめは地獄だった。初めは家族にも言えなかった。自殺を何度も考えた。そんな子どもたちをつくりたくないとおっしゃってございました。

以上、2例は、現在、市内に実態があることを把握しているものではございません。こういった症例に限らず、周囲に理解されにくい状況下にいる子どもたちがいるかもしれな

い。人知れず泣いている子どもがいるかもしれないと、細やかな配慮でアンテナをしっかりと張り張っていただき、子どもたちに寄り添っていただきたい。その思いから質問をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 児童・生徒の人権教育の充実についての御質問にお答えをいたします。

初めに、さまざまな障害や病気を抱え、さまざまな家庭環境下の児童・生徒がいる中、人権教育の目的に照らし、どのように取り組んでいるかとの御質問でございますが、防府市内の各小・中学校では、山口県が策定した「山口県人権推進指針」を踏まえ、山口県教育委員会作成の山口県人権教育推進資料に基づくとともに、さらに日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権が尊重されるよう人権教育を推進しております。

議員御指摘のとおり、一人ひとりの児童・生徒は、異なる特性を持っておりますので、各小・中学校では、児童・生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進しております。

その中で、さまざまな障害や病気を抱えている児童・生徒については、適正な就学が図られるよう、各学校で校内コーディネーターを中心に、個別の支援体制がとられております。総合支援学校や特別支援学級において、児童・生徒それぞれに応じた教育機会が保障されており、通常学級に所属しながら、市内では華浦小学校、佐波小学校、佐波中学校の市内3カ所の通級指導教室への通級支援もいたしております。

病気療養中の児童・生徒につきましては、総合医療センター内に院内学級を設置し、学習の機会を確保しております。

また、児童・生徒の置かれている家庭環境は、それぞれに異なっておりますので、児童・生徒一人ひとりの人格の尊重と共感的な人間関係を基盤といたしまして、互いを尊重した学習活動等ができるよう指導の充実を図っているところでございます。

さらに、多様な体験活動等を通して、児童・生徒の自己存在感を高め、差異を個々の個性と捉え、自分も周囲の友達も大切にできるような人権感覚の育成に努めております。

このように、児童・生徒に対する人権教育を推進する一方で、子育てに対する不安を抱えている保護者に対しましても、スクールカウンセラーや生活・安心相談員等から、子育てに関するアドバイスが受けられるようにしております。

また、保護者自身の養育能力に課題がある場合は、スクール・ソーシャルワーカーを派遣し、家庭と学校との連携を図りながら、児童相談所等の関係機関を紹介するなど、家庭

の養育状況の安定化を図るための支援を進めております。

近年、学校における人権教育の推進とともに、児童・生徒の人格形成に影響を及ぼす保護者への対応におきましても、防府市教育委員会では、関係機関と連携をとりながら、児童・生徒の教育を受ける機会を保障しておりますが、保護者が安心して子育てができるよう、引き続き支援を続けてまいります。

続きまして、脳脊髄液減少症、性同一性障害等、理解されにくい状況下にいる子どもたちの存在を視野に入れた対応についての御質問についてでございます。

これまでも各小・中学校では、児童・生徒の状況に即して適正な支援をしてきております。議員御指摘の二つの例につきましても、防府市教育委員会といたしましても、新たな課題として教職員の理解を進めていく必要を感じております。

1つ目の例の脳脊髄液減少症についてでございますが、スポーツ外傷等の後遺症、いわゆる脳脊髄液減少症への十分な理解と適切な対応が求められております。

本市においても、山口県教育庁学校安全・体育課の依頼を受け、ことしの6月5日付で、各小・中学校に対し、脳脊髄液減少症と診断されている、または疑いも含めて把握している児童・生徒についての調査を実施したところでございます。

教育委員会といたしましては、この調査の結果を踏まえ、該当児童・生徒がいた場合につきましても、適切な対応を学校に求めてまいります。

また、該当する児童・生徒がいなかった場合につきましても、教職員が脳脊髄液減少症という病気についての知識を持つことで、児童・生徒に対して、今後さらに的確な支援が可能になると考えておりますので、周知を図ってまいります。

2つ目の例の性同一性障害についてでございますが、平成24年3月に改定された「山口県人権推進指針」の中には、16の分野において人権課題が示されており、これらの人権課題の中から、児童・生徒の心身の成長に即しまして、小学校では10の課題、中学校では11の課題につきましても、年間指導計画に位置づけているところでございます。

御指摘の性同一性障害の問題につきましても、小・中学校の段階では、教科書等への記述がなされていないことから、児童・生徒がこの問題について直接学習する機会は、ほとんどないのが現状でございます。

しかしながら、教職員を対象とした人権教育に係る研修会は、性同一性障害の問題が新たな人権課題として加わったことについても、周知を図り、加えて16の人権課題についての理解を深め、児童・生徒一人ひとりの実態に即した対応につなげてまいりたいと考えております。

防府市教育委員会といたしましても、研修会の充実や資料提供等を通して、教職員の人

権教育の推進を支援し、全ての子どもたちがお互いに差異があることを認め、自他を尊重しながら、人間尊重を基本的な考え方として、学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 御答弁にありましたように、実態に即した対応ということが、本当に大切なことだろうと思います。どうかよろしく願いをいたします。

今回の質問に当たり、日本医療企画発行の「子どもの脳脊髄液減少症」という冊子を、この冊子なわけでございますけれども、教育委員会の方にお渡しをいたしました。

脳脊髄液減少症の患者支援の会「子ども支援チーム」の代表、鈴木裕子さんが書かれました。監修は、国際医療福祉大学熱海脳神経外科教授の篠永正道先生でございます。

鈴木さんの娘さんが、中学入学後、部活動中の事故がきっかけで、原因不明の病気になられ、5年後に脳脊髄液減少症と診断を受け、ブラッドパッチ治療を受けられたそうでございます。その後、一人でも多くの方にこの実態を知ってほしいと啓発活動を篠永先生とともに続けていらっしゃいます。

私は、この病名について、この冊子を関係者の方からいただくまで知りませんでした。先ほどの御答弁には、6月5日、調査の通知ということの御紹介もありましたけれども、通告の際、教育委員会の担当者の方も初めて知りましたとおっしゃってございました。まずは、関係者の方々に知っていただくことが、今回の質問の大きな意義でございます。

そこで、再質問ですが、この病気について、関係者が集まれる機会を捉えて、研修等啓発をしていただきたいと思います。この点については、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） この病気についての周知でございますが、私どもいろんな会議を持っておりますが、まずは、学校を管理する校長の研修会におきまして、この病気についての周知、さらには、先生方への校内での周知を徹底させていただくということと、学校保健の会議が一学期末にもございます。そうしたところでの会議で、また、こういう病気があるということを資料を使いながら指導してまいりたいと。そういうふうに周知してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 時間も押してまいりましたが、教育長は、一昨日の質問の折に、児童・生徒の人権教育について、校長会での研修があったことを紹介されました。いじめ

の問題解決にも人権教育は大変大きな役割を持つと思いますが、教育長の御見解を最後にお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 議員が最初に御指摘されました子どものいじめ、さらには最近話題になっております教員等の体罰の問題、そうしたことによりまして子どもたちの人権が阻害されることのないよう、子ども子どもたちの人権についての大切さをいろんな機会を通じて、学校関係者、さらには子どもたちを取り巻くいろんな団体等で、その人権尊重のそうした取り組みを、大切さを周知してまいりたいと、そういうふう考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 子どもたちは、さまざまな家庭、環境下におりますし、さまざまな病気や障害を持っております。その中で頑張っている子どもたちもいるわけでございます。全ての子どもたちにある、とうとい人権が守られるよう今後ともよろしくお願いをいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、1番、高砂議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、22番、中林議員。

〔22番 中林 堅造君 登壇〕

○22番（中林 堅造君） 失礼いたします。「和の会」の中林でございます。

今回、大きく3点お伺いをさせていただきます。

まず、用水路の利活用について、お尋ねをいたします。

青井手あるいは乙井手用水、市街地を流れているわけですが、この2つの用水路は、網の目のように張りめぐらされて市街地を還流し、瀬戸内海に流れ込んでおります。その用水路のおかげで、市街地は、水辺の空間と緑の空間を生み出してもらい、市民もにぎわいと潤いを、また夏場においては清涼感を味わってきたわけでございます。水源が佐波川でございますから、佐波川の魚たちが用水路に入り込んで、我々市民の目を和ませてくれているのでございます。

用水路の水の豊富さを目にして驚かれる方々も多く、また、今でもそうかもしれませんが、用水路の役目は、火災時においては、消火活動の水源として、また延焼防止帯として被害の拡大を防いできたと言えると思います。まさに、よくぞ先人の方々、維持してきて

くださったと、感謝するばかりでございます。

その用水路について御質問をさせていただきます。

用水路の出発地点であります防府総合用水の円筒式分土工について、質問させていただきます。

この防府総合用水は、天神山の西北、迫戸地区にありまして、疎水名鑑によりますと、4カ所の堰を統合して取水施設として計画されたようでございます。

観賞に適した時期は、5月～8月中旬であるということでございます。この円筒式分土工の評価は、大きさ、そして迫力ともに五つ星、美しさが四つ星とされております。

先日、執行部より、昭和34年に竣工されているということで、文化財としても大変価値が出てきているということとともに、円の直径の大きさ、あるいは長さでもって日本一であるという報告でございました。今後、この施設の生かし方について教えていただきたいと思っております。市民の皆様にごできるだけ早く知っていただくことは、大事だろうと思っております。

次に、6本の幹線水路に分流された用水路、小水力発電の設置が可能な箇所が多く見受けられます。子どもたちの教育の観点からも、小水力発電の設備を推進してはどうだろうかという項に入りたいと思っております。

総合用水の円筒式分土工から6本の用水路が引かれているわけですが、それぞれの用水路において、また、その後に枝葉のように分岐している箇所が何カ所かございます。樋門があるわけですが、その風情が大変いいわけですが、そこには、1メートル程度の段差、落差があるのです。そのところの水流が非常に早く、そして力強いわけです。大変な水の力が見てとれるのでございます。再生エネルギーとして、この水の力をそのまま見過ごすことはないように思います。

水力発電は、日本では、お手の物の技術でございます。成熟していると思っております。発電機を回すことができれば電気を生み出せる。電力不足による節電が言われている中、学校でも教室でそういったことを実験をしてみて、少し大きな形を目にする。つくって知って、そして見るという流れで子どもたちにエネルギーの大切さを教えるものとして考えていただけないものでしょうか。

次に、通年通水についてお伺いします。

今、田植えの季節に入っているところでございます。これから稲が成長する間、用水路の水が一番多く、そして力強く流れています。水流の激しいときです。それぞれの地域へ送り届けるためでございます。

ところが、水量が極端に減る時期が参ります。私も市民も、ああ稲刈りが終わったんだ

など、そういうことを知ることができるわけですが、水量を減らすことについては、何か取り決めがあるのでございましょうか。

以上、この用水路につきまして、3点、御答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、用水路の利活用についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の防府総合用水の円筒式分水工の今後の生かし方についてでございますが、防府総合用水の円筒式分水工は、一般的には、逆サイホン式円筒形分水工と言われるもので、構造的には、全周溢流型、または全周越流型と呼ばれているものです。このような分水槽は、全国的にも数が少なく、県内では、本市を含めて3カ所しかございません。

この分水槽は、昭和34年に防府土地改良区により建造され、現在まで54年間にわたり、市内の青井手、古祖原、植松、仁井令、そして一本樋の5つの水系の農業用幹線水路へと農業用水を配水しております。

また、稲作をはじめとする農業には欠かせない施設となっておりますことから、この円筒形分水槽につきましては、防府市といたしましても、土地改良区等々と協議もし、開始いたしましたところでございます。

議員御案内のとおり、この円筒形分水槽の直径は30メートルございまして、日本一の規模を誇っております。これまで長年にわたり、市民の皆様目に触れ、あまりにもじっくりと原風景に溶け込んでおりましたことから、御存じない皆様もあろうかと思っておりますので、このような日本一の施設が、防府市にあることを今後改めて市民の皆様にお知らせするとともに、外に向けて情報発信し、防府市のPRにもつなげていきたいと考えております。

また、この分水槽は、完成後50年以上経過しており、議員の御案内にもございましたが、特徴のある農業用水施設でございますため、文化財としての価値も有しているものと判断し、現在、国の登録有形文化財に申請できないか、調査を行っているところでございます。

登録文化財制度は、使いながら、あるいは生かしながら、その文化的な価値を守っていくとする制度でございまして、登録文化財は、指定文化財に比べれば、現状変更に対する規制もそれほど厳しくはございません。国の登録文化財とすることで、市民の皆様に一層、用水や景観の重要性を知っていただけるものと考えております。

次に、2点目の小水力発電についての御質問でございますが、今年度より、市と国土交通省が連携して、佐波川かわまちづくりの事業をスタートいたします。本年、事業計画を

策定する予定といたしておりますが、その中で、できれば「佐波川かわまちづくり」を契機に、分水槽周辺も整備区域に取り組みまして、また議員御提案のございました、例えば分水槽の上流付近に水車の設置、さらには小水力発電につなげていくというような試みも行ってみたい、提案してみたいとは考えておるところでございます。

防府土地改良区の管理施設でございますことから、防府土地改良区との協議が必要ではございますが、水力発電の仕組みは、先ほどの分水槽が日本一の施設であることも含め、各学校の教育活動にも組み込めるものでございましょうということから、子どもたちの心に残していければと考えているところでございます。

続きまして、3点目の通年通水についての御質問でございますが、市街地を流れる水路は、大半が農業用用水路でございますが、今時分は、代かきや田植えの最盛期でございますことから、水路は満水に近い状態で流れております。

しかしながら、秋になり稲刈りが始まるころは、水路の水も少なくなつてまいります。これは、佐波川の水を農業用水として総合堰で取得し、先ほどの分水槽から、各水路へ配水されることによるものでございますが、防府土地改良区と佐波川を所管する国土交通省との間で、5月～7月の期間は、毎秒約4.2トン、8月～10月の期間は、毎秒約2.3トン、11月～4月の期間につきましては、毎秒約2トンという取水制限の取り決めがなされていることによるものでございます。

通年通水は行っておりますが、水量がピーク時の約半分の渇水期に、市といたしましても、河川工事を行っております関係上、ピーク流量で通年通水することにつきましては、そういった調整も含め、ほかへの影響や支障もあるのではということも考えられますことから、現行の通水量を維持していければと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 中林議員。

○22番（中林 堅造君） 総合用水につきましては、前向きな答弁をしていただきましてありがとうございます。

私も、その総合用水を見てまいりました。全体を見ようとすると、佐波川の土手のほうへ上がらなければならないんですが、そこへ上がりますと、シュロの木が邪魔をして全体が見通せないということでございます。全部切るとするのは、かわいそうでございますので、何本かは取り除ければ、そこへ行ってみるとまさにその全体像を見ることができわけですので、考えていただけたらというふうに思います。

それから、通年通水につきましては、それぞれの立場立場があろうと思います。通年通

水ではあるけれども、水量が少ないということで、水質が悪くなるというか、よどんだ状態であれば、そういう水質の悪さがつくということで、においが気になるという声も耳にしておりますので、そのあたり気をつけていただけたらというふうに思います。

それぞれ要望ということで話を、これでこの項については終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、2点目でございます。天神商店街のまちづくりについて、お聞きをいたします。

その天神商店街といいますと、北は、らんかん橋から、南は旧国道2号線までと理解しております。

まず、空き店舗についてお聞きをいたします。

防府市空き店舗活用促進事業について、その事業内容、新規出店者の要件、対象となる空き店舗、それから直近の商店街に面した入店・退店の数を教えていただきたいと思いません。

それから、空き店舗のその数、そしてその年数、いわゆる古さ、店舗として使用できるのかどうか、そういったこと。取り崩さなければいけないのではないのか。そういったことについてお聞きをしてみたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

天神商店街のまちづくりについてのお尋ねでございましたが、まず防府市空き店舗活用促進事業についてでございますが、この事業は、中心市街地商店街の空き店舗対策のため、対象区域の空き店舗を借り上げ、出店する事業者に対し、家賃の一部を補助するものでございます。

内容といたしましては、1年目は月5万円、2年目は月3万円を上限として、家賃の差2分の1を最高2年間補助いたすものでございます。

出店者の要件といたしましては、小売業、一般飲食業、サービス業とし、昼間の営業を3時間以上すること、出店後2年以上事業を継続することなど、幾つかございますが、中心市街地での移転でないことも要件の一つとなっております。

次に、天神商店街の空き店舗の状況についてでございますが、防府商工会議所に御協力をいただき、調査した結果によりますと、入店が、平成19年に1店舗、退店につきましては、平成20年以降に5店舗となっております。

空き店舗としましては、現在6店舗ございますが、退店されて半年から5年が経過して

おり、そのうち1店舗は、老朽化により使用できない状態でございます。

ことし1月現在、33店舗が営業しておられるわけでございますが、振興組合に加入しておられるのは、このうち16店舗で、48%に過ぎません。この区域、72区画の中で半数以上は民家や駐車場となっており、商店街の空洞化が目立っているのが現状でございます。

次に、「防府まちづくりプラン2020」を達成するための市の方針についてでございますが、我がふるさと防府のまちづくりを推進するため、関係機関との連携のもと、商業・サービス産業の育成支援を進めるとともに、魅力ある商店街の形成、大規模小売店舗や公共施設などとの連携などによる回遊性の向上により、中心市街地の活性化に努めてまいります。

このプランの実効性を高めるため、議員御質問の天神商店街を含めた商店街全体の空き店舗対策による新規の出店数を、平成32年度までに延べ30店とする目標指数を掲げまして、各種施策を実施しているところでございます。

以上、概略、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 22番、中林議員。

○22番（中林 堅造君） ありがとうございます。私は、このたびこの質問をさせていただくに当たしまして、商店街の方々、どなたにも質問といえますか、思いをお聞きせずに質問させていただくことにいたしました。

前もっていろいろ話をお聞きしますと、ああなるほど、そういうふうに思っていられる方もあると、いろんなことが出てくるわけございまして、そういったことの制限を受けないまま、何とか自分の思いを皆様方にお伝えして、そして考えていただいて、一緒に考えていくということでもって質問させていただいたわけございまして、これからはばらく私の思いを述べさせていただこうかなと思っております。いい悪いは、またそれぞれこの話が終わってから、いろいろ耳に入ってくるだろうと思っておりますので、お聞きしていただけたらと思います。

今回、この天神商店街のまちづくりについて質問をさせていただきました。天神商店街、あるいは天神町商店街、銀座街の商店街も含めた気持ちもあったわけございまして、用水路も含めた思いもありましたので、少し長くなると思いますが、御容赦いただきたいと思っております。

用水路というものは、大都会では暗渠が当たり前のわけございまして。これは、道路、あるいは歩道として使用ができるということで、盛んに暗渠ができてまいりました。

防府市におきましては、戦前までさかのぼると、今の防府市の商店街、暗渠ではなかつ

たと聞いております。車社会になる前によく暗渠になってきた。したがって、商店街は、その道路の両側にお店が立ち並んでいくということで発展をしてきたのだと思っております。

そのために、乙井手用水——この用水路、迫戸川から、らんかん橋、旧国道2号線を渡り、銀座街の商店街の、それからずっと車塚以南のほうまで突き抜けておるその用水路が、全て暗渠ということで、なりました。道幅を広げて道路が広くなるということで、お店の方々の商売の仕入れということについても、大変幸せおられるということではあろうというふうに思っております。

それ以前、ですから東側にお店がなかったものが、暗渠のおかげで店が立ち並んできたということで、商店街の道路も大変きれいなわけでございますが、申し分ないと思っております。でも、いろんないきさつがあったと聞いております。

今の状況で、果たして、じゃあこれでいいのかということでございます。20年先、30年先の今の商店街がどうなっているのかなというふうに私は心配をしておるんですが、防府市の人口は、多分10万人を切っておるのではないかなと思います。

今から40年前を考えてみれば、10万人を切っていたわけでございますが、それでもあの界限は大変にぎわっておりました。その差といいますか、どうしてそうなってきたのかなということであるわけですが、交通のアクセス、あるいは商品の選択肢、イベント情報の多さ、そういった、消費者が情報でいろんなところへ行ける。より楽しい、よりよい買い物をすることができると。そういったことで、なかなか駐車場の面も含めて、今のちょっと閑散とした形になっているのかなというふうに思います。

新たにお店を出したいと思う人を連れてくる。そういうためには、こんな場所であったらお店を出して商売をしてみたいと、商売をしてみようかなという気持ちを起こさせる。そういうロケーションをつくっておかなければならない。そういう思いが大切だろうと思っております。商店街の両サイドには、もう私はお店は要らないとさえ思っております。

私は、暗渠を取り払い、東側でお店を営んでいらっしゃる方たちには、素敵な橋を架けていただいてそのまま続けていただくと。古くなっている建物については取り壊すという勇気を出してもらおう。そのためには、民家の方々にも御理解をしていただき、以前、あるいはそこでお店を店舗として貸していらっしゃる方々もおありだろうと思っておりますが、その方々たちにも、そういった理解をしていただきたいと思いますと思っております。

水生植物を植えて、川魚をいつでも見ることのできる用水路として復活させて、防府天満宮の商店街として再生できたらという思いがございます。蛍もきっと飛んでくれると思います。私のそばの用水路は、今もしっかり蛍が飛んでおります。当然、道路、道幅は狭

くなるわけですが、いろんな商店街の方たちといろいろな意見を出して行って、いきたいと思います。

今回、空き店舗の西側のみに集中させるということでもって質問をといますか、私の思いを投げかけております。拙速だとは思っておりますが、用水路の暗渠については、この全ての南、車塚以南まで突き抜けておる中でもって、今は、天神商店街のみに何とか絞って考えていけたらと思います。天神商店街と天神町と大変似たような商店街の名前にも、私は少しどうなのかなということをおもっております。

旧国道2号線の以北は、思い切って、天満宮表参道商店街というような名前に変えていただいて、防府天満宮と一緒にイベントを考えて、防府天満宮をしっかり利用すべきではないかなと思ってみたり、防府天満宮、やはりあの石段を歩いて登ってもらう。これを実現をさせてみたい。そのためには、天神商店街を歩いてもらわなければなりません。

参集殿北側の駐車場は、将来、しだれ桜の公園にしてもらい、商店街の東側にももう少し広い駐車場をつくり、歩いて石段を登ってもらいたい。私は、今のあの天神様の石段、名前がついていないんじゃないかなと思います。

私は、パソコンで調べてみました。石段のある神社、これをパソコンであけてみますと、東京港区にあります愛宕神社、これがすぐ出てきます。この愛宕神社、愛宕山があるんですが、標高が、ただ30メートル程度しかないんですが、長い段は86段、傾斜角が38度あるんです。防府天満宮が勝っているのは、幅だけでございます。

防府天満宮の石段、これは全部を足しても81段、あるいは82段で、傾斜角は22度～24度、少し甘いわけですね。そういったところがあるんですが、その名前、愛宕神社には「出世の石段」というふうに名前がついております。いわれは長くなりますから、省略をさせていただきます。

我が天満宮の石段にも名前をつけて、商店街から歩いて上がってもらえるようにしたい。七五三の宮参りといったものについても、ぜひ歩いて上がってもらえるように、私の思いを投げかけて、今回のこの項の質問を終わりたいと思います。

引き続きまして、3番目の項に入ります。

市長の行政報告の項でございますが、6月7日に本会議の市長の行政報告におきまして、しっかりとした健康状態を保持しながら政務に励んでまいる所存だと申されました。変わらぬ政治姿勢ということだと思いますが、16年目をお迎えになり、これまでの15年間、そしてこれからもという意味でもって市長の報告と捉えさせていただきました。今現在、どのように考えていらっしゃるか、何点かお聞きしてみたいなと思います。

我々議員、現在25人おるわけですが、当時を知る者は、先輩議員6人ぐらい

でしょうか。私を含めて新しい議員が9人おるわけでございます、その当時の市の状況、市長が市長になられたころの状況というものは、どういうものをまずお聞きしてみたいというふうに思っております。

続きまして、市長の行政報告につきましては、市長は、二者択一の選挙を戦ってこられ、そして民意をいただかれて市長になってこられたわけでございます。高い評価を受けている行政改革を含めて、市民に自信と誇りを持っていただける「ふるさと防府」創造のための市長のマニフェスト、こういったこと、この議会におきましては、反対のための反対という、そういった多くの、そういったことではないのかなと、そういう議会が対応しているのではないのかなという市民の声が多いわけでございます。

例えば議員削減について、市長は、当時、自分がその署名活動には一切かかわらないでやってきたというふうにおっしゃっております。市民がそういって、議員削減のその結果がまだ出ておらない、道半ばであると思っている方がたくさんいらっしゃるわけですが、その運動にかかわらなかった市長は、そういった意味でもいろいろと思いがおありだと思えます。

そういう点について不満を持っておられる市民にも、改めてその市長の思いを述べていただけたらと思えますし、市長は、このたび中国地方の市長会の会長におなりになられたわけでございますが、現在、日本はなかなか大変な時期でございます。こういったことも含めて、その要職につかれたことが、防府にとってどのような点でもってプラスになるのか。意義も含めたことでお話をしていただけたらと思えますが、いかがでございましょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） せんだっての6月7日の私の行政報告の3点目に関しましての御質問でございますが、まず1点目の市長就任時の15年前の状況等々を考えて、どのような考えかと、こういう御質問であったかと思うわけでございますが、あの当時——平成9年・10年の当時、議席を有しておられた方がこの中に6名か7名、おられるだろうと思うわけでございますが、まさに市は、あるいは市の職員を含め、大変疲弊し、意気消沈していた状況であったと、このように私は思っております。

まずは、市の職員の意識改革を強く訴えていくと同時に、不当要求に屈するようなことがあってはならないということで、断固たる姿勢でさまざまな諸懸案に当たっていくようにという叱咤激励をしていた思い出がございます。

一例を挙げれば、朝礼も何もないまま朝の執務についていたわけでございますが、朝礼

というものもやることによって、共通の意識をしっかりと醸成してほしいと、こういうようなことも話をしてきた記憶がございます。

あれから15年、いろいろな状況の中ではございますが、職員の社会人経験者採用なども取り入れまして、また民間でできる仕事は、民間にお願いをしていくという形での行政改革を行っていくことによりまして、現業職が中心ではございますが、市職員の数は、一般職において約200名減少し、人件費の大幅な削減にそれがつながって、本市の行政改革の実を上げることができたと、このようにも感じているところでございます。

2点目の常に二者択一の選挙をしてくる中で、特にせんだっての3年前の議員定数大幅削減のことについて、市民の多くの方々がその思いを抱いておられるであろうが、そのことに対するおもんばかりはどうかと、こういうことでございますが、私も3万5,000数百名の自署・捺印された直接請求のお心というものは、極めて重いものがあると、このように感じておりますし、私に寄せられている期待もそこらにもあると、このようにも感じているところでございまして、3年前の選挙の折には、大幅削減をわかりやすく表明するために半減という言い方をしてきたわけでございますが、その後、10名減という直接請求がなされておりますことを私は重く受けとめて、これからの職務に当たってまいらねばならないと思っているところでございます。

3点目の中国市長会会長就任に関して、その意気込みはと、こういうことでございますが、これは、市長会は、5県の中で山陰で1年間、岡山で1年間、広島で1年間、そして山口県で1年間ということで、1年間ずつ順繰りに回っていく形のものでございまして、たまたま本年の5月から来年の5月まで、山口県がその市長会の会長当番県に当たりまして、その山口県の市長会の中で、これまた務めた年数の古い者から順番に県の会長とかいんなことをローテーションで回っておりまして、そのローテーションの中で私が就任をさせていただいたということでございます。

この秋には、中国市長会の役員会を、およそ30数市の市長さん方が見える予定でございますが、10月には防府市で開催する運びとなっております。3年前の春には、総会を防府市でお引き受けもいたしました。いずれの機会も防府市では初めての機会でございますが、この際、中国5県の他市の市長さん方にも、しっかりと防府市の現況をPRし、そのメッセンジャーの役割も果たしていきたいと、このように考えているところでございます。

6月7日の行政報告の中で申し上げましたことに関しましての御質問にお答えをさせていただいたわけでございますが、5月27日の定例の記者会見におきまして、私は、心配される病ではないというお墨つきをいただいておりますので、入院をした、あるいはこれ

からも入院をするというような状況でございますので、至って健康そのものであるということをはっきりと御理解をいただく必要もあるのではないかとということにおきまして、今後とも引き続きという5選出馬の意向を表明したわけでございます、改めて本議会壇上より、その気持ちでこれからも政務に励んでまいりますことを私なりに申し上げた次第でございます。御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 22番、中林議員。

○22番（中林 堅造君） 正式な出馬表明というふうに捉えさせていただきました。

市長が話をなさった中でもって、議員の数の削減ということは、今もって道半ばであるという私もその思いがあるわけでございます。3年前、同じ立場で、同じ思いでもって補欠選挙でこの議場に送っていただいたことを思い出しておりましたが、国が議員の数を削減をしなければ、あるいは県が、議員が自分みずから削減するというような思いを出さなければ、そういった思いが出さなければ、防府のこの議員の数を減らすことができるのかできないのかということに、話が順番でもってあるのかどうか。

そういった面は、市民が国のそういった方針をしっかりと捉えて、自分たちがまたもう一度、その議員の削減について思いを起こしてみようかなと。そういったことが起きる、それを待たなければならないということになると、なかなかこれはもやもやしたものがあるわけでございます。

市長は、安倍総理と大変親しくしていらっしゃるわけでございますし、そういった意味でもって、国のほうにもしっかりとそういうことを訴えていっていただけるような、そういった立場になるためには、改めて5期目もしっかりとやっていただかなければならないのかなというふうに思っておりますが、そういったあたりのことを何か議員の削減について、どういうふうに思っておられますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私は、かねてから、もちろん私も市議会議員を経験させていただき、県議会議員も長らく経験させていただいておりますので、お立場は、お気持ちはよくわかっているつもりでございます。

とうといお仕事をさせていただいているということに対して、決して軽んじる気持ちは毛頭ございませんが、時代の大きなうねり、流れの中で、果たして現在の国政において議員の数が妥当であるのか、あるいは都道府県においてそれが適正であるのか、あるいは全国1,700余りの市町村において議員が存在し、他国ではなかなか例のないほどの俸給を得ているという現状が、果たして今の日本にとって、どうなのかというようなことについては、私なりの意見を持っているところでございます。

したがいまして、政府の要職にある方々にも、私の思いは常日ごろから伝えているところでございますし、全体的な大きな流れの中で、お国にあっても、都道府県にあっても、きょうから東京都の都議会議員の選挙が始まっておりますが、そういう状況の中にあっても、定数を幾ばくか減らしつつあるそういう流れというものは、一つの大きな流れの中の出来事であろうと、このように思っているわけでございます。

4期目の出馬の折にそのことを市民の皆様方にお訴えをいたしまして、この職を引き続きさせていただいております以上、そのお気持ちに沿った考え方を堅持していくこと、あるいはまた、それが防府市の単独市政と揺るぎない財政基盤を築いていく一つの手法であるということも、私の考えとして、しっかりとこれからも持っていかなければならないと考えております。議員諸侯の御賢察を心より念ずるところでございます。

○議長（行重 延昭君） 22番、中林議員。

○22番（中林 堅造君） 議員の大幅削減については、揺るぎない気持ちでもって引き続き考えを進めていくというお声でございました。市民にとってそのことがどれだけの、ここ何年間かの思いをしっかりと、その市長の思いでもって、これから力強く行動してくださることにつながるかもしれません。ぜひともそういったことが起きるような形で、我々もしっかりと受けとめてやっていきたいというふうに思っております。

以上で、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、22番、中林議員の質問を終わります。

少々早うございますが、ここで昼食のため13時まで休憩といたします。

午前11時45分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問でございます。

次は、7番、山本議員。

〔7番 山本 久江君 登壇〕

○7番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして質問をいたしますので、執行部におかれましては、誠意ある御回答をどうぞよろしくお願いを申し上げます。

質問の第1点でございますけれども、医療、予防対策にかかわって、高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種に対する助成制度の創設についてでございます。

日本人の死亡原因として、がんや心疾患に次いで肺炎が第3位となっておりますけれど

も、その肺炎のうち、約2分の1が肺炎球菌によって引き起こされていると言われていません。

肺炎球菌には、80種類以上の型がありますがけれども、肺炎球菌ワクチンの接種により、そのうちの23種類に対して免疫をつけることができ、肺炎球菌性肺炎の予防や、また発症時の重症化予防にはワクチンの接種が有効だとされております。

ところが、この接種の費用は、1回7,000円から9,000円程度と大変高く、今、自治体で接種を促し、肺炎球菌による肺炎の予防や重症化を防ぐために、助成に踏み切る自治体が増えてきております。県内でも、4月から長門市で、さらに山口市や萩市も実施をし、岩国市や和木町も実施する予定だと聞いております。

平成21年12月議会の私の一般質問で、肺炎球菌ワクチンの必要性は理解をしているので、国や県及び他市の動向を注視し、今後の対応を検討したいとの回答をいただいておりますが、助成を行う自治体が急激に増える中、ぜひとも防府市でも、肺炎球菌による肺炎の予防や重症化を防ぐワクチンの接種を促すため、助成を行っていただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種に対する助成制度の創設につきましては、その効果や副反応に対する国の検証等を注視しながら検討を進めているところでございます。肺炎は、国内の死因の第3位であり、亡くなられている方のほとんどが、高齢者が占めている状況でございます。

また、本市で見ますと、70歳以上の死因のトップはがん、2位が心疾患、次いで3位が肺炎となっており、同じく高い状況でございます。

厚生労働省の報告によりますと、高齢者の肺炎のうち、約半数が肺炎球菌による発症であると言われております。

また、肺炎球菌感染症は、ワクチンの接種により、約80%の発症予防の効果、あるいは発症した場合の重症化を防ぐ効果があると報告されておまして、感染症分科会の予防接種部会におきましても、成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化に向けた検討をされているところでございます。

現在、県内では、御指摘のように、5市町が既に肺炎球菌ワクチン接種に係る費用の助成制度を設けておられますが、本市といたしましても、高齢者の死因原因の上位に位置する肺炎に対して効果的である「成人用肺炎球菌ワクチン」の有効性を広く市民の皆様へ周

知するとともに、接種費用に対して助成を行い、接種率を高めることが、高齢者の疾病予防や重症化防止を図る上で大変有効な手段であると考えておりますので、接種費用の助成制度の創設につきまして、前向きに検討してまいりたいと存じます。

また、安定継続的な接種ができるよう、定期接種への法改正と、自治体間でサービス格差が生じることなく、全国一律に接種できるよう、恒久的な財源措置を市長会等を通じて国に対し、要望してまいりたいと存じます。

以上、答弁を申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 御答弁、ありがとうございました。

防府市の状況を少し調べてみたいと思うんですが、防府市では、平成23年度の肺炎による死亡者数は168名でございましたが、この10年間でどうなってきたのか。平成14年度、それからその5年後の平成19年度の死亡者数を示していただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 御質問にございました平成14年度と19年度の死亡者数でございますけれども、全体の死亡者数は、平成14年度は1,068人、平成19年度は1,124人ございまして、そのうち肺炎でお亡くなりになられた方の人数は、平成14年度が111人、全体に占める割合が10.4%、平成19年度が123人、全体に占める割合が10.9%となっております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 御答弁を伺いますと、つまりこの10年間で、防府市では肺炎による死亡者が1.5倍に増えたこととなります。特にこの最近の四、五年については、急増をいたしております。

また、いろいろ調査をいたしました。平成23年の肺炎死亡者の割合は、全国が約10%、県が約12%、防府市は平成23年度が約13%と高く、さらに全国的には肺炎が死亡原因の第3位となりましたのは、平成23年からでございますけれども、防府市の場合は、前回私が質問をさせていただいた平成21年度には、既に第3位というふうになっております。

このことから、防府市は、ほかの自治体よりも、率先して肺炎の予防を図る施策を早急に打ち出していかなければならないのではないのでしょうか。

御答弁では、前向きにという御回答でございましたけれども、喫緊の課題として、補正

対応も含め、積極的な対応をお願いをしたいというふうに思いますけれども、時期など、市長さんのお考えがございましたら、御答弁をいただけたらというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私は、自分なりの思いの中で、3つのKということで、環境・教育・観光と、こういうふうに位置づけているところがございますが、まだ政策的な具体的なものがお示しはできませんが、6Kという形に持っていこうと、こういう思いをひそかに抱いているところがございます。その中の一つとして、健康というものを取り上げていこうということで、目下構想中でございます。

財政状況等々とも勘案をしてみらねばなりません。市民の健康を維持していくためには、まさしく大きな死亡の原因になっているものを除去できるものは除去していくべく、全力を挙げてまいりたいと、このように思っておりますので、私にとりましては、喫緊の課題であると、このように感じております。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） ありがとうございます。

次の質問にまいります。質問の第2点目は、子育て支援について。

まず、子どもの医療費助成制度を義務教育修了まで拡大することについてお尋ねをいたします。

「中学卒業までの医療費無料化は、活力ある豊かな社会を築くための未来への投資である。早期受診により重症化が防止され、結果的に医療費が抑制される。無料化制度は、将来にわたり安定的で持続可能な制度として運営していくことが重要である」。これは、県レベルでは、全国に先駆けて中学卒業までの完全無料化を実施している群馬県の知事の議会答弁でございます。

全国的にも、厚生労働省の「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」で、昨年度1,742自治体のうち、通院につきましては、43%に当たる752自治体が、15歳年度末まで、つまり中学卒業までですけれども、医療費助成を行っております。しかも、見ますと、2年間で実施自治体が1.5倍に増えて、今や義務教育修了まで視野に入れた医療費助成が主流となってきております。

さらに、日本医師会からも、平成21年10月に、子育ての心配をなくし、少子化対策を支援するため、義務教育修了までの外来医療費の無料化を目指すという提言が出されておりますが、子どもの育ちを支える取り組みとして、成長期の義務教育修了まで助成制度を広げる自治体が増えているのでございます。

防府市では、昨年8月から小学校就学前の子どもの医療費を無料にし、市民から大変喜ばれているところですが、小・中学生の健康を守り、子育て家庭の経済的負担の軽減につながる義務教育修了までの制度拡充に、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。御答弁をお願いいたします。

次に、病児・病後児保育事業の拡大についてお尋ねをいたします。

この事業は、保育所や幼稚園、小学校4年生までの子どもを対象に、病気のために集団保育が困難であり、かつ保護者が仕事などの都合により家庭で見ることができない場合、保育士・看護師などを配置した病院付設の保育施設で一時的に保育するものでございまして、保護者の子育てと仕事の両立を図る施策として大変喜ばれております。

平成20年に実施をされました「防府市次世代育成支援に関するニーズ調査」、この調査でも病気やけがで保育サービスが利用できなかったことがあったと、こういうふうにご回答した保護者が35.5%となっております。保護者が家庭で対応できない場合の施策の充実が求められます。

防府市では、現在1カ所で実施されておりますが、来年度までを計画期間とする次世代育成支援行動計画（後期計画）では、これを2カ所にする目標が示されております。

実際利用者は、増え続けている状況でございますけれども、関係機関と協議の上、さらに増設していくお考えはないのかどうか、お尋ねをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

乳幼児医療費助成制度をはじめといたします、さまざまな子育て支援事業につきましては、私は、本市の重点施策と認識しておりまして、これまでも積極的に取り組んでまいりました。

まず、乳幼児医療費助成制度についてでございますが、本市は、医療費の保護者負担をできるだけ軽減するため、これまでも山口県の制度に、市の単独事業を加えて支援の拡充に努めておりまして、平成21年8月には、県が一部自己負担金を導入した折に、利用者に新たな負担が発生することのないよう、相当分を市が負担して、従来の制度を変更せず、現在もこれを維持いたしております。

また、平成23年8月には、御指摘のように、4歳未満の児童について所得制限を撤廃し、さらに昨年8月には、これを小学校入学前まで拡充し、医療費の無料化を実現してまいりましたところでございます。

今後の子どもの医療費助成制度につきましては、私は積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますが、現在の事業を検証しつつ、どのような年齢で、どのような内容の拡大により子育て家庭を支援していくべきか、財政的な面も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、病児・病後児保育事業の拡大についてでございますが、本市は現在、医療法人くらしげ小児科と委託契約を締結いたしまして、平成14年4月から、くらしげ小児科の隣に病児・病後児保育施設「きららルーム」を開設して、事業を実施しております。

平成22年に策定いたしました防府市次世代育成支援行動計画（後期計画）の中では、平成26年度における病児・病後児保育施設の需要予想を年間2,000人と見込み、保育施設を2カ所とする計画といたしております。

「きららルーム」における本事業の利用者数は、ここ数年、増加傾向にございまして、平成23年度は1,354人、24年度には1,415人と推移いたしております。

現時点で、利用者の本事業に対する不満の声などは、私どもには届いておりませんが、今後も利用者の増加が見込まれ、本事業の需要は、ますます増えていくものと推察されます。

病児・病後児保育事業は、事業の性格上、保育施設と医療機関が併設されていることにより、医師と保育施設のスムーズな連携が可能になることから、保護者が安心して子どもを預けることができる事業と考えております。

増設の時期につきましては、本事業の需要と供給のバランスについて検討する必要がありますので、引き続き、「きららルーム」の需要状況等を注視するとともに、保育施設を増設する場合には、医師会等と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁、申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 御答弁、ありがとうございました。

防府市でも、0歳から14歳までの年少人口、大変減少をいたしております。1985年（昭和60年）、年少人口は2万5,519人ございましたけれども、2012年（平成24年）は、1万5,657人と、約6割に減っております。次代を担うかけがえのない子どもたちの育ちを、市としてどう支えていくのかが問われております。

平成20年に市が実施をいたしました「次世代育成支援に関するニーズ調査」では、子育ての不安や悩みでは、教育や健康、医療、子育てで出費がかさむことなどが多く出されておまして、まさに市は、この声に応えていかなければならないと感じております。子どもが病気のとときに費用の心配をせずに、安心して病院にかかれるようにというのは、子

育て世代の切実な願いでございます。

全国に先駆けて、中学卒業までの医療費無料化を行った群馬県で、完全実施をしてから2年が経過をしたときに、子どもの医療費無料化の効果がどうであったのか、検証されております。

少し紹介いたしますと、当初年齢を拡大することに際して、救急医療への過度の依存や時間外診療の増加が懸念されましたわけですが、国保の診療分の時間外受診件数を調べましたところ、拡大前よりも減っていることがわかりました。

県民アンケートでも、回答者の約9割が、経済的負担の軽減、あるいは早期治療に効果があると、こういうふうにご答えております。実に大きな効果をお上げしております。

人口減少、少子高齢化の時代にあつて、若い世帯が安心して住み続けられる防府市であつてほしい。そのためにぜひ義務教育修了までの医療費無料化をお願いをしたいと思います。

別の調査で、今、全国全ての市町村で、取り組み方はいろいろあるんですが、子どもの医療費無料化をいろいろ実施しているんですが、入院では中学卒業までの無料化が、2011年4月現在の統計ですが、51.6%、入院ではもう中学校卒業までやっているというところが51.6%と、過半数に上っております。

改めて市長にお伺いいたしますが、当面、医療費負担の大きい入院について、件数そのものは少ないと思いますが、保護者にとっては医療費負担の大きい入院につきまして、無料化を進めてほしいというふうに思っておりますけれども、いかがでございましょうか。このあたりの御答弁をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど3プラス3ということで、Kを申し上げました。まさしく子育てがそれに該当するところでございますが、私としましては、議員が御指摘されておられる点など、十分踏まえた対応をしてみらねばならないと、そのように考えているところでございますので、御理解賜りたく存じます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） 今後も義務教育修了までの医療費無料化を検討していただくということとあわせて、先ほど申し上げましたように、自治体の間で制度格差が大変あります。全国の市町村で実施をされているわけですが、その程度はいろいろあります。これは、国の制度としても、子どもの医療費無料化制度が実施をされるように、市独自で進める一方で、国に対して市長会等を通じて要望をしていただきたいというふうに考えておりますが、この点はいかがでございましょうか。御答弁、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 市長会では、今までのやり方と違いまして、いろいろな課題を設けながら、三部会に分かれて検討協議をしていくように、去年の春から実はなっております。

ことしの春の総会においては、市民の交通の足の確保という部会で、私は所属をいたしていたところでございますけれども、事ほどさように中国5県、それぞれ人口減に大変悩んでいる、ほか、2件があるわけございまして、そういう各県、市長会等々の要望事項も集中的にここらあたりに多くございまして、この秋には、防府で開催の市長会における主要テーマの一つとしても掲げていきたいと思っておりますし、ひいては、それが重点要望として全国市長会のほうにも上がってまいるようにしなければならぬと、このように思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） 続いて、病児・病後児保育事業についてでございますけれども、市長の御答弁では、今後検討していくという御回答でございました。この事業は、医療機関等の御協力なしにはできないことございまして、ぜひ今後十分な協議が積み重ねられていくことを期待いたしております。

平成24年も御答弁では、利用者数が1,415人と大変増えてきております。ぜひこれも大きな課題として検討していただくようお願いいたします。

1点だけお尋ねをいたしますが、病児・病後児保育事業を知らせる市のホームページでございまして、例えば利用できる病気の程度、あるいは持参をするもの、かかりつけの医療機関との関係、それから利用料金では減免制度の紹介等々、不安な保護者に、よりわかりやすくするために、さらに利用者の立場から工夫をお願いをしたいと思いますけれども、この点ではいかがでございましょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） ただいま議員から御指摘をいただきまして、ありがとうございます。早急に見直しをしまして、利用者の方に非常にわかりやすい、利用者の立場に立ったホームページの作成に努めてまいりたいと考えております。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） 子育て支援が、防府市の大きな課題であるという市長の御認識のもとに、ぜひ、ただいま提案をいたしました諸事業につきまして、積極的に取り上げていただきますことを心からお願いを申し上げます。

質問の3点目にまいります。教育行政についてでございます。

まず最初に、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対する学校支援員派遣事業の拡充、栄養教諭や大規模校の養護教諭複数配置について、お尋ねをいたします。

学校支援員は、小・中学校の通常学級及び特別支援学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒に、それぞれの障害の程度に応じたきめ細かな生活支援を行うため、今年度から50名、配置をされております。

その役割は、極めて大きく、職務内容なども、例えば発達障害の児童・生徒に対する支援では、黒板の読み上げ、代筆、学用品の整理などを行い、また食事や着衣、排せつの介助など、基本的な生活習慣確立のための日常生活の上での支援が必要な場合もございます。

児童・生徒の安全確保や学習活動、あるいは教室移動等における支援、さらにまた運動会や遠足などの学校行事における介助等、適切な対応が求められております。

今日、特別支援学級や通常学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が増えておりまして、その障害の状態も多様化し、一人ひとりの子どもに合った教育的対応がますます必要とされております。

校内支援体制をさらに充実をさせ、落ち着いて学習できる環境を保持していくために、保護者など関係者からの要望も多いわけですが、さらに学校支援員の増員を図っていただきたいというふうに考えますが、いかがでございましょうか。御回答をお願いいたします。

次に、栄養教諭や大規模校の養護教諭複数配置について、お尋ねをいたします。

2005年、栄養教諭制度が創設をされまして、学校教育の中での食育推進は、今日の子どもたちの実態からも極めて重要になってきております。

防府市食育推進計画では、小・中学校の取り組みとして、栄養教諭、学校栄養職員を中心とした食育の推進に努めることが、基本方針として掲げられております。しかし、配置基準もあり、防府市では、栄養教諭は小・中学校を合わせて4名、栄養士も栄養教諭もない学校もございます。

地産地消の推進、教科学習と連動した食教育の継続的な実施、さらに食物アレルギー等に対応したきめ細かな給食の実施への配慮等々、栄養教諭が担う役割は、ますます重要になってきております。県など関係機関に対し、栄養教諭の配置が一層進むよう働きかけていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。御答弁をお願いいたします。

続きまして、大規模校への養護教諭の複数配置について、お尋ねをいたします。

御承知のように、養護教諭は、保健管理や保健指導、関係機関との連絡調整、また児童・生徒にとって身近な場である保健室において、病気やけが、さらに日常生活における

心の悩みなどの相談など、その職務は大変広い状況——多岐にわたっております。

しかし、教職員定数改善計画によりまして配置が決まりますけれども、児童数100人以下の小規模校にも養護教諭1人の配置、800人近い大規模校にも養護教諭は1人となっております。子どもたちの体と心の健康を保障していくために、養護教諭の役割は今後ますます重要となってまいります。大規模校での1人配置は極めて加重であると言わざるを得ません。

市内の中学校では、1校、複数配置となっておりますけれども、執行部におきまして、県など関係機関へ大規模校の複数配置について要望していただきたいというふうに考えますけれども、いかがお考えでしょうか。御答弁をお願いいたします。

質問の最後は、学校施設設備の維持管理について、お尋ねをいたします。

市内の小・中学校は、人口急増期である1970年代から1980年代前半にかけて建設された建物が多く、老朽化が進んでおります。そうした中で、各学校から児童・生徒の安全確保に向け、学校施設の整備や施設の維持管理に関しまして、さまざまな要望が出されております。

これらの要望は、子どもたちが安心・安全な教育環境のもとで学ぶ上で、緊急性のある場合が多く、その対応が急がれます。小・中学校からの維持管理に関する要望への対応は、どのようにされているのか。昨年度の状況をお聞かせください。

次に、児童・生徒用机・椅子の更新について質問いたします。

子どもたちは、学校生活の大半を机・椅子を使って学習をしております。そのため、学習能率の向上や健康の保持増進のために、児童・生徒の体に合ったものでなければならず、まして古くなり、破損しているものがあれば、早急に対応しなければなりません。

児童・生徒用の机・椅子につきましては、多様な学習形態に対応できるように、平成11年に机の寸法が拡大されるなどの内容で、JIS規格が改正されました。防府市でもこれに対応して、多様な教材・教具を使用する現在の事業形態に対応いたしました、新JIS規格の机・椅子の更新が行われておりますが、整備が実際、これもおこなわれております。早期に更新をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

さらに、老朽化した机、あるいは椅子の取り替えについては急がれます。各学校からの修繕や取り替え要望に対しても、確実に対応できるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

まさに黒板や机、あるいは椅子などの整備は、教育環境整備の基本と言ってもいいと思います。子どもたちがしっかりと学んでいけるように、その整備につきましては、特別な配慮をお願いをしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

以上、御答弁のほど、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 教育行政についての御質問にお答えいたします。

まず、学校支援員派遣事業の拡充に関する御質問についてでございます。

議員御案内のとおり、防府市教育委員会では、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍する小・中学校に、学校支援員を配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな生活支援を行っているところでございます。

この学校支援員を、平成20年度は市内に18人配置いたしました。毎年増員を行い、平成24年度は40人、ことし、平成25年度は50人を配置してきております。

各学校におきましては、学力の向上や生活規律の徹底等に一生懸命に取り組んでいるところでございますが、学校支援員の配置によって個別の支援が可能になり、このことが学級の一層の安定化につながっていることは事実でございます。

しかしながら、現在、学校支援員を配置している児童・生徒以外にも、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍しているため、学校支援員をぜひ増員してほしいとの要望が、各学校、あるいはいろんな方面から上がってきているところも事実でございます。

防府市教育委員会といたしましては、今後も、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対する校内支援体制をさらに充実させるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた組織的・計画的な教育活動を推進することが必要と考えておまして、引き続き学校支援員の拡充に向けて要望してまいりたいと考えております。

次に、栄養教諭の増員及び大規模校における養護教諭の複数配置の御質問についてでございますが、平成25年度の栄養教諭の配置校は、新田小学校、華城小学校に各1名、国府中学校に2名の3校4名を配置しております。また、養護教諭の複数配置校は、桑山中学校1校でございます。

食育の重要性が指摘されているところでございますが、栄養教諭を配置し、食に関する授業を行ったり、肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童・生徒に対する個別指導をしたことにより、児童・生徒の食に関する自己管理能力や、望ましい食習慣が身につくよう指導してきているところでございます。

また、養護教諭の複数配置を行い、児童・生徒の心身の健康への適切な対応を図ることにより、生徒指導上の諸課題の解決に資することが期待されてきております。これらの栄養教諭の増員及び養護教諭の複数配置の意義等については、十分認識しております。

防府市教育委員会といたしましては、栄養教諭の増員及び養護教諭の複数配置校の拡充

についても、今後も引き続き、県教委に要望していく所存でございます。

以上、御答弁を申し上げます。

なお、学校施設設備の維持管理につきましては、部長のほうから答弁させていただきま
す。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 続きまして、学校施設・設備の維持管理についての御質問
にお答えいたします。

まず、小・中学校からの施設維持管理に関する要望への対応についてでございます。

学校に設置しております電気設備や給排水設備などの設備機器、浄化槽や消防設備につ
きましては、毎年度、専門業者による保守点検等を実施いたしまして、適切な維持管理を
行っており、安心・安全な教育環境の確保に努めているところでございます。

しかしながら、こういった設備以外になりますが、建物施設や設備類の老朽化に伴いま
して、ふぐあいについて補修要望、またガラスの入れ替えや蛍光灯、セメントなどといっ
た補修部材の支給など、学校からは多くの要望がございます。

平成24年度には、小学校で1,171件、中学校で639件、計1,810件の補修
等に関する要望がございました。こうした要望で、授業や給食調理などの学校生活に大き
な支障を生ずる電気、ガス、水道設備のふぐあい等につきましては、児童・生徒の安全に
かかわるものでございますので、最優先に対応しております。

これら以外の対応につきましては、補修の程度によりますが、教育委員会に置いており
ます教育施設維持管理専門員、用務員が対応する場合と、業者に依頼する場合がございます
して、その件数は、教育委員会で対応した件数が1,080件、業者をお願いいたしました
件数が309件、学校による対応が13件でございます。計1,402件でございます。

このうち、年度内に消化できなかったものは、408件でございます。これらにつつま
しては、大規模な工事となるものや年次計画的に行わなくてはできないもの、また、部品
調達に日数を要するものなどがあるといった理由によるものでございます。

教育委員会といたしましては、学校施設の維持管理につきまして、学校からの要望、学
校現場の状況把握に基づいた迅速な対応に努めることといたしてございまして、安心して学
べる学習環境を維持してまいりたいと考えております。

次に、児童・生徒用の机・椅子の更新についての御質問でございます。

本市では、多様な学習形態や教材に対応できるよう、従来品の旧JIS規格よりも、天
板のサイズが縦横5センチ大きく設定されております新JIS規格への机の更新を、平成

12年度以降、中学校3年生の机から年次的に行ってまいりました。現在、中学校の全年及び小学校の6年生から4年生までの机の更新が完了しております。

なお、今年度ではほぼ小学校3年生までが完了する予定でございます。

また、児童・生徒用の椅子につきましても、学校からの要望等に基づきまして、過去10年間の平均で年に350脚程度を購入し、各学校に配備しております。

新JIS規格への年次的な更新を早めることができないかということでございますが、今後、小学校の全ての児童用机を、新JIS規格に更新いたしますには、約2,200台の机を更新する必要がございます。年度により多少変更があるわけでございますが、ここ数年の更新台数の実績は、年平均300台、これからいきますと、全てを更新するまでには、単純に計算でございますが、七、八年の年数を要するということになります。

なお、1年生と2年生の児童が今使用しております旧JIS規格の机につきましても、天板の大きさに多少の違いがあるものの、通常の使用には支障はありません。机の損傷などのふぐあいが見つかった場合の迅速な補修対応に心がけながら、順次更新を行う考えでございます。

また、毎年度、転入学に伴う児童・生徒数の増加や、老朽化及び損傷により発生する不足数につきましても、その都度、学校に照会をいたしまして、その要望に基づいて補充や更新を行っているところでございます。

児童・生徒用の机・椅子につきましても、学校生活の中で日々使用するものでございます。教育委員会といたしましては、小学校1年生・2年生が使用しております机・椅子は、旧規格でございますが、日常十分使用できる状況のものと考えているところでございます。

しかしながら、安全で快適な学習環境を確保する観点から、早い時期の更新に鋭意努力してまいりますとともに、これらの机・椅子の損傷などに対しまして、早期の補修等の対応に努めてまいりたいと考えております。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 御答弁をありがとうございます。

それでは、何点か再質問をいたしますけれども、まず学校支援員の増員にかかわることでございますが、小・中学校の通常学級及び特別支援学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒は、現在何人ぐらいでどの程度の割合なのか。また、ここ何年かの状況が、もしわかれば教えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の人数、さらにはその割合をということで、できれば経年ということでしたが、

申しわけございませんが、今、私どもが持っているのは、この24年度の数しか持っていませんので、そのことを説明させていただきます。

平成24年度に全小・中学校を対象に実施しました調査によりますと、普通学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒は、小学校で560人、中学校で82人、割合は、小学校では9.1%、中学校では2.7%でございました。

ただし、この調査で上げられたこの児童・生徒の人数でございますが、これは、専門機関——医師等ですが、そうした専門機関の診断によるものと、そうでないものが含まれていることを申し添えます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） ただいま御答弁をいただきましたように、特別な支援が必要な児童・生徒の数から考えますと、学校支援員の数がまだまだ足りない。各学校からいろいろ御要望があるということをお聞きいたしましたけれども、ぜひ今後の増員に向けて力を入れていただきたいということを要望させていただきます。

ところで、特別な支援が必要な児童・生徒に適切な対応ができるようにするためには、効果的な研修が必要だというふうに考えております。教室での学習や生活をはじめ、障害の状態を踏まえた支援に関する理解が必要でございます。学校支援員の研修につきましては、どのように進められているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 学校支援員の研修でございますが、昨年度の例は、1回目は4月に行いました。2回目を1月に開催し、年2回の開催としておりました。

内容としましては、発達障害の特性について理解を深めるための講話や、発達障害児童・生徒への対応の仕方、さらには、そうした課題についてのグループ協議等を行っております。

今年度につきましても、さらに学校支援員の資質の向上を図り、各小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の生活支援の充実を図るためにも、早い機会にこの研修を設けて、いきめのいく取り組みをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） 研修の成果が十分に発揮できるように、また年2回でいいのかどうかということも私は疑問なんです、やはり特別な支援が必要な児童・生徒に適切な対応をしていかなければならない。こういう意味では、やはり研修をさらに充実をしてい

ただきたいということも含めてお願いをいたしておきます。

次に、栄養教諭や大規模校の養護教諭の複数配置についてでございますけれども、これは、国の配置基準等もありますが、やはり子どもたちの健やかな発達を保障していくためにも、学校現場の声を市教委として十分把握していただきまして、改善に向け取り組んでいただきたいということを、これは強く要望しておきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

最後に、学校施設・設備の維持管理の問題でございますが、各学校からの要望は、まさに子どもの安心・安全にかかわりまして、早急な対応が求められるのが大半でございます。平成24年度、御回答をいただきましたら、408件、その年度で対応できなかったということでございますが、この点では、ぜひとも予算を増やしていただきまして、各学校からの要望には、積極的に応えていける体制、あるいは予算ですが、ぜひ増やしていただきたいということを要望いたしておきます。

児童・生徒用の机・椅子の更新でございますけれども、あと、このままでいくと、七、八年かかるだろうと。この新しいJIS規格への更新が始まったのが、平成12年というふうにご答弁をいただきましたが、ことしで14年目になる。そしてさらに、七、八年かかる。子どもたちの学んでいく、その机や椅子の新規格への更新が、20年余りかかるというのは、年次計画としても長過ぎるのではないのでしょうか。

このあたり、ちょっと改めて御意見をというか、答弁をお伺いしたいんですが。さらに、今後、新規格に変えるためには、どのぐらいの予算が必要なのか。これも試算しておられましたら、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 御質問にお答えいたします。

通常、学校施設の机・椅子につきましては、ちゃんとした規定はございませんけど、約20年ぐらいは使っているということでございます。

その中で、確かに平成12年から更新を始めておりますが、JIS規格にいたしました段階で、旧JIS規格でまだ使えるものにつきましては、これは、小学校でございますけど、机につきましては、全て一つのサイズになっております。要するに上下が調節できるというものでございますので、まだ良品として使えるものにつきましては、徐々に低学年のほうにおろしていくというような形で配置をしております。

確かに12年から更新が遅いのではないかとと言われておりますが、先ほど言いましたように、年に300ぐらいの更新でございます。その都度、壊れた机とかになりましたら、対応しているという状況でございます。

一つ御紹介をいたしますと、県内では、防府市のように年度ごとに更新をかけております市は、ほかにはございません。ある程度優先的に更新をかけているという状態でございます。

次に、2, 200台、1年生・2年生の机があるということでございまして、机が1台大体1万円、それから椅子が大体5, 000円でございます。これで計算しますと約3, 300万円。約3, 500万円ぐらいになるというふうに考えていただければよろしいかと思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） この新規格といいますのは、B版からA版になって、サイズがノート等大きくなりました。そして授業形態もいろんな多様な形態が取り組まれておりますので、この新規格への更新というのは、大変有意義な取り組みだというふうに思いますが、しかし、20年というのは、年次計画としては、大変時間がかかり過ぎるのではないかというふうに感じております。早期に実施がされるように、ぜひとも検討をお願いしたいということを要望いたしておきます。

それから、古い机・椅子につきましても、子どもの安全の観点からも、年度末に各学校でいろいろ御意見が上がるようでございますけれども、年度末、あるいは年度途中でも、補修要望が出された場合に十分な対応がされるように求めたいと思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

二、三年前に、私は、子どもがこの机の端を持ったときに、すいばりのような形で、ちょうどこのあたりが、端っこが危ない状況になっておりまして、まさに子どもの安心・安全にかかわる重大な問題となってまいりますので、ぜひともそういった補修要望が出された場合に、的確に対応していただきたいということを要望いたしますが、その点は、御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 御質問にお答えいたします。

損傷の程度に応じましては、軽微な、今言われましたようなささくれでございますよね。そういったような天板がもしありました場合は、この天板だけを張り替えるというような応急措置を行っております。

それから、更新が必要と判断される場合につきましては、教育委員会で多少の在庫を持っております。そういう在庫で対応するという場合がございます。

それから、先ほど、今、学校の要望とかいうのがありましたけど、例えば新年度の予算

をつくる前に、10月ぐらいになりますけど、各学校の御要望を、今、予算的なものでございますけど、聞いております。

それから、年度が始まりまして、学校と教育委員会の各課がブース形式で意見を交換しております。その中で学校の要望等についても的確に把握できるような形をとっております。

したがいまして、我々教育委員会といたしましては、学校で使用する机・椅子、これは児童・生徒が日々使用するものでございますので、設備の可否により事故があったりすると大変なことでございます。こういう事故が起きないように、なるべく早くの対応に心がけてまいりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 山本議員。

○7番（山本 久江君） 御答弁、ありがとうございました。

学校施設は、多くの児童・生徒が一日の大半を過ごす学習生活の場でございます。児童・生徒が安全で安心できる教育環境をつくるために、十分な予算的配慮がなされることを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、7番、山本議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、13番、清水議員。

〔13番 清水 浩司君 登壇〕

○13番（清水 浩司君） どうも皆さん、こんにちは。会派「和の会」の新人議員、清水浩司でございます。

それでは、通告の順に従って、小学校管理職の同時交代について。小規模校の問題について。武道選択制について。スポーツ指導者の資格制度について。この4項目について順に質問させていただきます。

過去2回の一般質問では、私は、災害対策、不法投棄、耕作放棄地等の問題で質問をさせていただきました。今回は、所属しております教育厚生委員会関連の質問をさせていただきます。

それぞれの項目の前に、今回掲げた項目を取り上げた理由について、私個人の経験とかかわりがあるので、若干、私の経歴を手短に御説明することに時間を割くことをお許しいただきたく存じます。

私は、防府市に生まれ育ち、大学卒業後、東京、名古屋、大阪でサラリーマンをしていました。30歳で大阪支店に転勤になりました。大阪は、ビジネスの本場、これからは、社業に専念しようと思って3年ほどしたところで、長男が小学校に入学いたしました。そ

こで学校にかかわるようになったわけですが、私は、学生時代に教職を志し、教職を履修しておりまして、高校でも教育実習をしておりました。そのため教育には強い関心がありました。

38歳のときに、学校の参観日に、父親の役割についてという話す機会がありまして、このお父さんは教育熱心だということがばれてしまいまして、その後、小学校のPTAの副会長、その後1年後に会長に就任いたしました。中学校でもPTA会長を2年務めました。同じように、そのときに上部団体の高槻市PTA協議会の副会長も2年務めました。その後、高校の副会長を1年、足かけ7年間、PTAにかかわったこととなります。

当時は、団塊の世代のジュニアの時代で、中学校PTA会長を務めた高槻市柳川中学校は、1,523名が在籍しており、高槻市一のマンモス校で、大規模校なりの問題点も多く、特に教師がPTAに無関心でした。私はPTAではなく、これはTPAだと言っております。

その後、しばらく間をあけまして、現在も学校にはかかわっております。小野小・中運営協議会の副会長を務めております。

そこでお聞きします。このたび小野小学校におきまして、管理職が同時交代をいたしました。今まで過去にかかわっていた学校等の経験からしても、あるいはPTAの役員の立場から見ても、保護者の立場から見ても、いろいろとこのような同時交代は問題があるように思います。

過去に防府市内でも、そのような例があったというのは聞いておりますが、小野小のように教師が10人程度しかいない学校で、同時交代というのは、いろいろと問題が多くなるように感じます。

小野小学校では、最近も校長が1年で交代しております。小野小は、農村地帯であり、小規模で問題のない無難な学校と思われているのではないのでしょうか。当局の見解をお聞きいたしたく存じます。

○議長（行重 延昭君） 清水議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 小学校管理職の同時交代についての御質問にお答えいたします。

小・中学校の管理職の人事異動は、山口県教育委員会が所管しておりますが、議員御案内の小学校管理職の同時交代につきましては、学校運営に影響が大きいという観点から、極力避けるよう努力がなされているところですし、防府市教育委員会といたしましても、そのことは重々お願いをしておるところでございます。

しかしながら、全県的視野に立って、山口県教育委員会の方針に基づいた異動が行われる中で、管理職の同時交代が避けられない場合がございます。このたびの小野小学校の管理職の同時交代は、その一つの例でございました。

管理職の異動に際しましては、新年度の学校経営に支障が生じないように、校長が「学校運営引継資料」を作成し、確実に引き継ぎを行ってきております。

また、この「学校運営引継資料」は、本市教育委員会へも提出を求めています。その「引継資料」をもとにいたしまして、教育委員会でも学校運営を支援してきているところがございます。特に管理職が同時交代となった学校に対しましては、重点的にかかわることとしております。

なお、本市教育委員会では、指導主事の学校担当制を取り入れて、各学校の支援体制の強化を図っており、管理職の同時交代の学校の対しましては、この制度も活用しながら、同時交代による影響を最小限に抑えられるよう努めております。

防府市教育委員会といたしましては、今後とも山口県教育委員会に対しまして、管理職の同時交代を避けるよう要望してまいります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、清水議員。

○13番（清水 浩司君） どうも御丁寧なる回答をありがとうございました。

極力避けるようにしていると。ところが、避けられない場合があるということをお聞きいたしました。

現実に、小野小においては、やはり学校のざわつき、これが現実に問題点として起きております。引き継ぎも、新しい担任に対する配置等も含めて、引き継ぎも十分ではないように感じております。ぜひ今後ともこのようなことができるだけないように、よろしくお願ひしたいと要望させていただきます。

それでは、引き続きまして2番目の御質問ですが、小規模校の問題点について。

これも同じく小野中学校と考えていただければいいかと思いますが、小野中学校も、やはり教師の数が非常に少ないということで、教科に対する専門教科がくまなく配置することができないケースが往々にしてあります。ということは、教科に対する教育の不公平というものが発生いたします。

各教科、免許を持った専門教師が必ず配置されているのでしょうか。免許を持っていない教師が教えるようなことはないのでしょうか。クラブ活動の顧問についても配慮されているのでしょうか。英語に関しては非常勤講師を活用しているようですが、他の教科にも活用してはどうでしょうか。外部講師を招く方法もあるように思います。見解をお聞きいた

したく存じます。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 小規模校の問題点についてお答えいたします。

現在、市内には、全校児童・生徒数が10人以下の学校から約800人の学校まで、さまざまな規模の学校がございます。大規模校と比較いたしますと、小規模校では、学習集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりますが、その一方で、児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすいといったいい面もございます。

このように学校規模の違いには、それぞれメリットもデメリットもあると承知しておりますが、そのことが直接教育の不公平を生じさせている状況ではないと認識しております。

防府市教育委員会といたしましては、平成23年度より「防府市立小・中学校10の水準」を策定いたしまして、市内の全ての学校が一定の水準を備え、信頼される学校となるよう支援しているところでございます。

今後とも、学校規模も大切な学習環境として捉え、各学校が取り組みます「特色ある学校づくり」を支援してまいります。

続きまして、各教科の専門教師が配置されているかについて、お答えをいたします。

議員御案内のとおり、学校規模に応じた教職員の定数につきましては、法令で定められているところでございまして、市内の各小・中学校には、こうした法令に基づいて教員が配置されております。

小規模校における教員の適正な配置、とりわけ中学校における教科に対応した教員の配置につきましては、十分に配慮されて、年度末の人事異動が実施されているところでございますが、教科より少ない教員定数の小規模の中学校におきましては、ある教科に対して、免許を有する教員が配置されない状況が生じることがございます。

しかし、この場合には、法令に基づきまして、当該教科の免許状を有している者はいないものの、指導できると認められた者に対しまして、山口県教育委員会が許可をし、1年以内の期間に限り当該教科を指導できるという、そういう制度を設けておりまして、この制度を使いまして、いわゆる免許のない教員ではなくて、指導を許可された者がその教科の指導に当たるということを行ってきております。

こうした措置は、小規模校だけでなく、中・大規模校においてもそうしたことがございまして、例えば大規模校の美術科の指導の場合、1人では足りないけれども、2人は必要ない。しかし、1人しか配置できないという、そうした学校におきましては、2人目の美

術科を担当する教員に対しまして、同様な制度を使って指導に当たらせております。

現在、防府市では、中学校8校におきまして、15名の教員が山口県教育委員会より許可を受けて教科の指導に当たっております、この8校は、先ほども申しましたが、小規模校に限るものではございません。

防府市教育委員会といたしましては、こうした状況で教科指導に当たっております教員の研修を支援してまいりますとともに、今後とも教職員の適正配置につきまして、山口県教育委員会に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、清水議員。

○13番（清水 浩司君） どうもありがとうございました。クラブ活動の顧問についてというのを、後でちょっと御回答をいただきたく存じます。

それから、外部講師等もぜひ活用していただいて、これは指導できると認められる者という表現が、非常に曖昧な表現に思います。そういった意味で、地域の経験者を活用するというこの方法もあるし、それがひいては、地域の教育力を高めるということにもつながるように思います。この辺もぜひ要望いたしたく存じます。

それで、クラブ活動の顧問について、すみませんが、よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 中学校において、部活動は生徒指導上、さらには人格形成上、とても大切な役割を持った教育的な活動だと認識しております。

そうしたところにおきまして、部活動におきましても、その、いわゆる専門性を有する教員が指導に当たるということがベストではございますが、教科、さらにはそうした部活動の専門性、両方をあわせ持った、あるいは学校によりまして、例えば野球部はあるけれどもサッカー部はないとか、あるいはある学校におきましては、特別にある部、例えば桑山中学校の水泳部とか、そうした特別な部活動もございます。

そうしたもろもろの各学校の部活動に対する、いわゆる専門性を有する教員の配置というのは、やはり全県的に見ましてもなかなか難しゅうございます。

ただ、そうした中で、今、議員御指摘のありました、地域の皆さんのそうした専門性を有する方のいわゆる外部講師、そうした方の協力によりまして指導に当たるということはあると思います。

そうしたところで、また、私ども地域の教育力を学校にという、そうした取り組みも、コミュニティ・スクール、そうした事業で行っておりますので、もし学校にそうした専門性を有する教員、また、ぜひそうした部活において専門的な指導で地域に人材が、いい方

がおられるということであれば、学校長のほうへ御紹介をいただきまして、学校のほうにも前向きに検討するように私どもも指導してまいりますので、これからもそうしたことを御理解いただきまして、また御協力をいただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 清水議員。

○13番（清水 浩司君） どうもありがとうございました。

特に、過去に小野中なんかで見えますと、陸上の熱心な教師が来たときには、小規模校でありながら、市内一周駅伝を二連覇するとか、当時の区間記録がまだ残っているような記録を出したような選手がおります。

といったことで、非常にこの専門性を持った教師による部活ということで、かなりクラブ活動の隆盛というのが変わってくるように思います。ぜひその辺の配慮もよろしく願いしますと同時に、外部講師の活用等に含めて、今後の地域の教育力という面で検討していただけたらと、このように思っております。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、第3項目めの武道選択制について、御質問いたします。

武道選択制をなぜここで取り上げているかということで、若干私の武道歴を御説明いたします。

実は、私は子どものころから非常に正義感の強い子どもでございました。ところが、見ていただいたように、あまり、体も小さいし、弱いものいじめをする人間に注意して、逆にどつかれているようなことがよくありました。何とか強くなりたいとずっと思っていました。

29歳のときに少林寺拳法というのを知りまして、これに入門したんです、実は。空手でも柔道でも何でもよかったんですが、たまたま近くに少林寺拳法の道場があったんで入門したわけなんです。ところが、少林寺に入ってみますと、実技よりも学科の授業が長いんですね。半分ぐらい学科をやっているんです。で、何の話をするかいうたら、少林寺拳法の特徴は拳禅一如にあると。拳禅一如、何かいな。これは心と体の両方を鍛えなければ意味がないというようなことを言っているわけですね。

よく皆さん、お聞きになったことがあるかと思いますが、スポーツ界では、よく使われる言葉に「健全なる精神は健全なる肉体に宿る」、これはよく聞かれるかと思いますが。この言葉を皆さんどのように捉えておられますか。この言葉の正しい意味は、古代ローマの詩人・ユウェナリスが言ったそうです。「健全なる精神は健全なる肉体に宿ることが望ましい」とインターネットで調べたら書いてありました。

言葉の意味を正しく理解せずに強さだけを求めてしまうと、昨今の柔道界のようなこと

が起きます。健全なる肉体に健全なる精神が宿るとは限りません。そういった意味で、武道の必修化は、非常に短兵急に進められたように感じます。「武道」の「武」の字の意味は、本来「争いをとめる」という合意文字です。競技をするために武道をルール化してしまえば、武道ではなく、これはスポーツになります。日本古来の武道といいながら、ルール化した武道は、これはスポーツ武道と言うべきかも知りません。

私は、30歳で大阪に転勤して、先ほど若干ビジネスの世界云々と言いましたが、大阪の今度は高槻道院というところに入門いたしました。そこで44歳でこちらへ帰郷するまで、そこでは道場長を務めておりました。少林寺拳法の技術修練の心得の主なものにこのようなものがあります。「数をかける」、これはよく練習するということですね。「理を知る」、3つ目「継続して行う」というのがあります。何を言いたいかということ、武道を上達するには、週一度でもいいから継続して続けることです。

今の中学校の武道の授業を聞きますと、三学期に10時間ほど、固めてやっていると。このようなやり方では全く身につけません。体験上そのように思います。そういった意味で、年間を通じた継続した修練が必要に思います。

あわせて、中学校で武道を指導している教師は、教職課程で柔道を俗に言う、かじった程度が大半と聞いております。もっと外部講師を活用する等の方法を検討してはいかがでしょうか。見解をお聞かせいただきたく存じます。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 武道選択制についてお答えいたします。

まず、授業の実情ですが、平成24年度から中学校1・2年生で、この武道の必修化が実施されまして、それに伴い、本市では、全11校の中学校のうち、野島中学校が剣道を、その他の10校が柔道を選択し、授業を実施しております。

授業実施時期は、秋から初冬にかけ、二学期の後半を中心に予定しており、授業時数は年間10時間程度でございます。

学習指導要領に示されています各学年の学習内容を全て実施することを考慮いたしますと、保健体育科の授業時数は、学年で年間105時間ありまして、その枠組みの中では、年間10時間程度の授業時間、これが武道に充てられる時間となります。

この柔道の授業では、武道必修化の狙いにあります武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重した練習ができるよう、「礼」を重視した授業を展開しております。その中で、基本技能である受け身を中心に、安全面については、発達段階に応じて指導しているところでございます。

基本技能の向上とともに、固め技や立ち技を練習した後、「受け」と「取り」に分けての約束練習に取り組むこととなりますが、万が一の事故やけがに対応するための緊急マニュアルを全ての学校で作成し、対応できるようにしております。

なお、施設・用具につきましては、練習中の体への衝撃を和らげるために、緩衝材等の入ったクッション性にすぐれた畳を整備いたしました。あわせて、畳がずれ、手足を挟んでけがをすることがないように、滑りどめの敷物と柔道畳の寄せ枠も整備し、安全面に配慮しているところでございます。

次に、外部指導者の派遣についてでございます。

昨年度は、市内の1校が外部指導者を招聘し、保健体育科教諭とのチームティーチング形式で授業に取り組んでおります。その結果、外部指導者の師範や的確な助言により、生徒の基本技能や技の取得に十分効果があったとの報告を受けております。

また、教員の指導技術の面におきましても、多くの場面で指導方法を学ぶことができるなど、生きた研修の場になっております。

本年度は、5校が地域の人材活用として外部指導者の活用を前向きに検討しているところでございます。

防府市教育委員会といたしましては、教職員の柔道に関する研修を引き続き実施するとともに、各学校の実情に応じて、外部指導者を積極的に活用するなどして、武道の授業が充実したものになるよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、清水議員。

○13番（清水 浩司君） どうもありがとうございます。

年間10時間という時間が、全体の105時間のうちの10時間という意味であれば、1割ということで、なかなか、一番中学校の大事な時間に、体育の時間というのが十分取れていないというのが現状のようでございますが、ぜひその辺の配慮をよろしく願います。

再質問でお聞きしようと思っていたことも、今ちょっと答えていただきましたので、確認いたしますが、実は杉並区では、体育教員のOBや元顧問が武道指導員として巡回していると、このような例も聞いております。

それから、外部指導者を今5校ということで、ぜひ教員が研修がてら指導するというようなことを今ちょっとお聞きしましたが、やはりそれだと、ほとんど素人が教えているような形になるように思います。ぜひとも外部の指導者の活用というものも生かしていただきたいなど、このように思います。

それからもう一つ、私が子どもたちを道場で教えているときに感じたことは、非常に子どもには運動神経に差があるということです。もうとにかく空中転回とかバク転もできるような子がおれば、まともに歩けないというのはおかしいんですが、とにかく形ができない。非常に一から十まで差がある。これは、中学校でも同じことが言えるように思うんです。

そういった意味で、子どもたちの個人差があるということを十分に踏まえて指導していただきたい。これは、私が体験上、そのように感じております。

それから、先ほど高砂議員の質問の中にもありましたが、柔道の授業において、頭を打って脳脊髄液減少症になった。こういう例もあるそうです。

先ほどの回答の中に、「受け」と「取り」ということがありましたが、私、個人的に思えば、もう武道の授業と言っても、実際は、座禅と脚下照顧と武道の心得程度で済ませるのがいいように個人的には思っております。

それでは、最後の質問を続けてさせていただきます。スポーツの指導者の資格制度について。

私は、先ほどから自分のことをいろいろと話しましたが、20代には、陸上の選手をやっておりました。日本陸連という陸上競技連盟にも12年間、登録して走っておりました。大阪に行きまして、子どもたちが少年野球チームに入ったので、今度は私が陸上の選手であったということを伝え聞いた人が、トレーニングコーチをやってくれないかということをお願いしまして、私は人に頼まれれば何でも受けるというわけではありませんが、比較的、受けております。

当時は、ちょうど中学校のPTA会長も務めておりました。ということで、立場上、スポーツの指導が教育的にされているかどうかということを常に意識しておりました。

ところが、私の息子たちの所属していたチームの代表者は、勝つことは全てを克服する。勝つことによっていい方向に回るということを言うておまして、ウォーミングアップもクールダウンもしない。試合中は選手を罵倒する。今から思えばむちゃくちゃな指導を目の当たりにしておりました。

少年野球において、しっかりしたスポーツ指導の知識のあるものが指導するといった制度が当時ありません。自分の経験をもとに指導する人間が大半でした。

そこでお聞きいたします。現状における防府市のスポーツの、あるいはスポ小の団体の指導者は、正しい知識を持って指導しているでしょうか。

チームに1人の資格制度があればいいというふう聞いておりますが、指導者が5人おれば、5人がしっかりした講習を受けて指導すべきだと思うんですが、この点に関してい

かがでしょうか。見解をお聞きいたしたく存じます。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） スポーツ少年団、あるいは子どもたちを指導する際に、指導者は、正しい知識、あるいは指導法ができていくかどうかということについて、お答えしたいと思います。

スポーツ指導者の資格というのが、私ども今あることを認識しております。現在、スポーツ少年団というこの組織ですが、この登録には、団員が10名以上と指導者1名以上が必要で、団員は原則として小学生以上、指導者は20歳以上となっております。

平成24年度の防府市のスポーツ少年団は、10種目76団体の1,463名の子どもと、各団の指導者285名が登録して活動を行っております。

これらの指導者のうち、いわゆる資格として、日本スポーツ少年団指導者制度に定める資格を有しておられる方は149名、有しておられない方は136名となっております。

この指導者の資格につきましては、指導者の資質向上を図ることを目的に、これまで先ほど議員御指摘のありました「各団1名以上が資格を持つこと」とされておりましたが、ことしの3月に行われました平成24年度第4回日本スポーツ少年団常任委員会で、平成27年度からは、「各団2名以上が資格を持つこと」に変更されることが承認されました。

このため、市のスポーツ少年団本部といたしましては、指導者の資格を持っていない方につきまして、毎年1月ごろに、公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団及び公益財団法人山口県体育協会山口県スポーツ少年団並びに各会場地スポーツ少年団が主催となりまして実施される、「スポーツ少年団認定員養成講習会」を積極的に受講し、資格を取得していただくよう各団にお知らせしているところでございます。

この認定員養成講習会は、2日間の講習で11教科を受講し、修了後、検定試験を受験していただくこととなりますが、合格した方は、日本スポーツ少年団本部が認定する指導者として、地域における単位団活動の中心的役割をもって、その指導運営に当たるとともに、単位団内における保護者や地域住民などの育成母集団をはじめ、組織の強化を図る役割を担うこととなります。

また、地域スポーツクラブなどにおいて、幼・少年期の子どもたちに、遊びを通じた体づくり、動きづくりの指導を行う指導者の養成を目的とする公益財団法人日本体育協会主催の「公認ジュニアスポーツ指導員養成講習会」や、「山口県スポーツ少年団指導者・育成母集団研修会」についても、各団を通じて受講や研修のお知らせをしております。

このように、受講や研修の機会があるものについては、積極的に各団にお知らせして、

指導者の資質向上のための啓発に努めております。今後は、指導者の多くの方に資格を取っていただくよう、より一層積極的な受講の啓発に努めてまいります。

次に、正しい知識を持って指導しているか、目的意識を持って指導しているかという点についてでございますが、さきに述べましたとおり、スポーツ少年団、「各団2名以上が資格を持つこと」とされたのは、スポーツ少年団登録規程施行規則の改定によるもの、その後のまた常任委員会の承認によるものですが、これにより指導者の資質が向上し、議員が以前見られたような、スポーツ指導の知識のない方が自分の経験をもとに間違っただ指導をするという例は少なくなり、スポーツに対する目的意識も勝利至上主義から、スポーツの喜びや青少年の心と体を育てる方向にシフトしてきております。また、そうなること確信いたしております。しかしながら、現在では、競争性、さらには技術性ばかりに集中した、いわゆる勝利至上主義に至っている指導例も、残念ながら皆無とは言えないと推察しております。

議員御提言の指導者は、子どもたちの将来のため、しっかりと知識と経験を持つ者が指導する必要がある。国や県の指示を待つのではなく、防府市独自の制度をつくって講習を実施し、レベルの高い本物の指導者を養成するべきである。そうしたお考えは、私も同感でございます。

私は、スポーツ少年団の本部長でもございますので、こうした課題、問題を踏まえまして、また、子どもたちの多様なニーズに対応できるよう、スポーツ少年団指導者に対しまして、研修の場を提供するとともに、より一層の指導・監督に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、清水議員。

○13番（清水 浩司君） どうもありがとうございました。前向きな御答弁をいただきありがとうございます。

多くの人に資格を取ってもらうと、非常にいいことだと思いますし、私は、現場でやっていた経験から言いますと、できればもう指導者は、全て資格を持った者はワッペンでもつけて、外から見て、あるいは父母から見て、あの人は正しい知識を持って、講習を受けて指導をしていることがわかるようなワッペンを必ず、今言われたスポ小の認定員養成講座を受けた場合には、ワッペンをくれます。

実は、私もこのスポ小の認定員の養成講座は、過去に、6年ほど前に養成講座を受けております。そのときにワッペンをもらっております。それを現場では必ずつけると。そのつける人がたくさん、多くなれば、そのチームは、当然のことながら正しい知識を持った

人が指導しているチームとなるように思います。

指導者というのは、単なる技術を教えるのではなくて、栄養学とか、疲労回復法とか、救急蘇生法とか、そして何より大事なものは、年齢に応じた指導をすることをしっかりと把握する必要があります。

最近の子どもは、非常に小学生でも、私ぐらいの身長のある子は結構おります。これは単に外見が大きいだけです。ところが、中身はまだ全くできておりません。小学生に体が大きいからといって、大人と同じトレーニングをすれば、例えば大人と同じ筋力トレーニングをやる。これは間違いです。持久力もついておりません。小学生でついているのは、神経系だけ。ですから小さいときに体操とか、ああいう、バレエとか、そういうものは身につくわけなんです。

そういうことも踏まえて、しっかりとした指導をすべきだと、このように思っております。今後とも防府市の子どもたちのためによりよくお願い申し上げて、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、13番、清水議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後2時42分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年6月14日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 清 水 浩 司

防府市議会議員 安 藤 二 郎